

2006 Year's Report

(平成18年度事業報告)

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団

ドーン利用促進事業共同体

目 次

◎ ドーンセンターの概要	1
◎ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要	3
○ 事業概要	
1 理事会の開催	7
2 ドーンセンター運営推進委員会の開催	7
1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業	8
2 女性の抱える問題に関する相談事業	15
3 啓発学習事業	27
4 女性の能力開発・ネットワークに関する事業	31
5 調査研究事業	33
6 文化表現事業	34
7 国際交流事業	36
8 協催事業	37
9 広報事業	38
10 他機関との連携事業	39
11 登録団体制度	41
12 視察対応	41
○ 平成18年度財団主催事業・イベント実施一覧	42
○ 参考資料	
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団設立趣意書	43
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団寄附行為	44
・ 財団法人大阪府男女共同参画推進財団役員名簿	50
・ ドーンセンター運営推進委員会設置要綱	51
・ ドーンセンター運営推進委員名簿	52
・ 大阪府立女性総合センター条例	53
・ 大阪府立女性総合センター条例施行規則	56
◎ ドーン利用促進事業共同体の概要	60
○ 事業概要	
1 来館者数	62
2 会議室・ホール等の利用	63
3 グループ活動の支援等	65
4 一時保育事業	66

ドーンセンターの概要

1 運営の基本理念と目的（平成16年3月改定）

「男女が対等な立場で、あらゆる分野へ参加・参画することができる社会の創造」を基本理念とし、社会的・経済的な男女格差の是正、女性のエンパワーメントのための総合的な支援施設としての役割を果たしていくことを目的とする。

2 沿革

ドーンセンターの建設計画は、各界の専門家や女性団体、グループの方々など幅広い府民の参画を得て進められた。センターの事業や施設内容についてもドーンセンター推進会議やクリエイティブフォーラムなどを開催して府民の方々とともに検討し、方針が決められた。

設立以来、財団法人大阪府男女共同参画推進財団が管理運営のすべてを大阪府から受託していたが、平成18年4月、ハード部門（利用促進・施設管理）に指定管理者制度が導入された。これに伴い、ハード部門は財団とNPO法人による事業共同体が指定管理者として運営を受託（5年契約）、ソフト部門（事業）は従来通り財団が受託している。

- | | |
|--------|---|
| 昭和61年度 | ・「21世紀をめざす大阪府女性プラン」策定（4月）
（昭和61年度～平成2年度） |
| | ・建設予定地（元大手前会館跡地）を決定（9月） |
| | ・第1回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和62年度 | ・基本構想公表（6月） |
| | ・第2回婦人団体、グループアンケート実施（1月） |
| 昭和63年度 | ・婦人総合センター（仮称）推進会議の設置（9月）
（平成3年7月、ドーンセンター推進会議に改称） |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・府政モニターアンケート調査実施（12月） |
| | ・元大手前会館撤去完了（1月） |
| 平成 元年度 | ・基本設計、文化財発掘調査／第1期 |
| 平成 2年度 | ・実施設計、文化財発掘調査／第2期 |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・愛称「ドーンセンター」に決定（2月） |
| 平成 3年度 | ・「女と男のジャンププラン」策定（9月）（平成3年度～12年度） |
| | ・文化財発掘調査／第3期 |
| | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・建設工事着工（3月）／工期28か月 |
| 平成 4年度 | ・クリエイティブフォーラム開催（12月） |
| | ・シンボルマーク決定（1月） |
| 平成 5年度 | ・プレイベント「女性映像フォーラム」開催（11月） |
| 平成 6年度 | ・ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）開館（11月） |
| 平成13年度 | ・大阪府における「NPOとの協働モデル施設」に位置付け |
| | ・ウェルネスフロア（地下1階）の廃止（14年3月） |
| 平成14年度 | ・休館日を水曜日から月曜日に変更（4月） |
| | ・NPO協働フロア（地下1階）のリニューアルオープン（10月） |
| 平成16年度 | ・「NPOとの協働専門委員会」発足（4月） |
| | ・開館10周年記念行事開催（11月） |
| 平成18年度 | ・ハード部門に指定管理者制度導入（4月） |
| | ・「NPOとの協働モデル施設」「女性のチャレンジ支援のための拠点施設」に位置付け（「改訂おおさか男女共同参画プラン」4月） |

・ソウル女性プラザ（韓国）と友好協約締結（１１月）

3 建物概要

所在地 大阪市中央区大手前１丁目３番４９号
敷地面積 3, 170 m²
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）
階数 地上10階地下1階
高さ 52m
建築面積 1, 971 m²
延床面積 12, 761 m²
立体駐車場 92台

4 運営事業 : (財)大阪府男女共同参画推進財団
利用促進・施設管理: ドーン利用促進事業共同体

5 歴代館長 津村 明子 平成 6年4月～平成 9年12月
上田 忍 平成10年1月～平成13年 3月
竹中 恵美子 平成13年4月～

6 利用について

(1) 開館時間 午前9時15分～午後9時30分

・情報ライブラリー 平日・土曜 午前9時30分～午後9時30分
日曜・祝日と重なる土曜 午前9時30分～午後5時30分
(貸出・返却手続・情報相談は終了時間の30分前まで)

・相談カウンセリング 電話相談: 火～金曜 午前10時～午後4時
午後 6時～午後8時
土・日曜 午前10時～午後4時
面接相談: 火・木曜 午後 1時～午後9時
水・金・土・日 午前10時～午後6時
法律相談: 第1火曜 午後 5時～午後8時
第2木曜 午前10時～午後1時
第3土曜 午前10時～午後1時
第4金曜 午後 2時～午後5時
からだの相談: 第4土曜 午後 2時～午後4時
DV電話相談: 火～日曜 午前10時～午後8時
不妊にまつわる悩みの電話相談: 毎週水曜 午前10時～午後4時
(第1水曜は午後 1時～午後8時)
面接相談: 第1土曜 午後 1時～午後4時

(2) 休館日 毎週月曜日、年末年始、祝日（土・日・月の場合翌火曜日）
情報ライブラリーは、毎月最終火曜日及び特別資料整理期間も休館

(3) 受付開始日 ホール、パフォーマンス・スペース:
12か月前の第一水曜日 午後2時～2時30分受付
会議室等: 3か月前の第一水曜日午前9時30分～10時受付
それ以後は先着順

(4) 駐車場 立体駐車場 92台
最初の1時間まで400円（超過30分ごとに200円）

財団法人大阪府男女共同参画推進財団の概要

1 設立目的

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加・参画を促進し、行政並びに府民・民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために、中心的な役割を果たすとともに、各種事業及びドーンセンターの管理運営を行うこと等により男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

2 設立年月日

平成6年4月1日

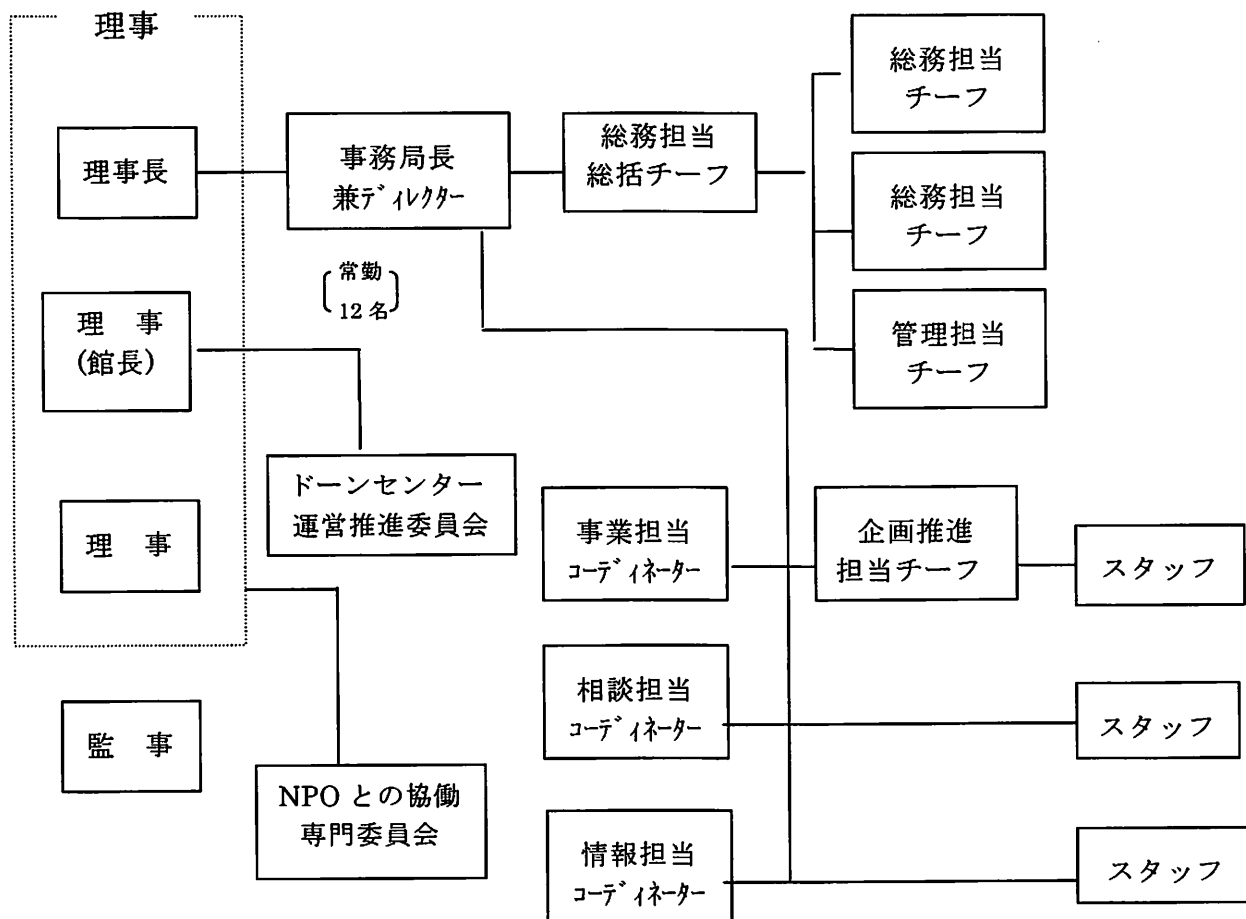
3 基本財産

1 億円

4 財団の事務所

大阪府中央区大手前1丁目3番49号

5 組織体制



6 主要事業

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (3) 啓発学習事業

- (4) 女性に対する暴力対策・民間等人材養成支援事業
- (5) 女性の能力開発・ネットワークに関する事業
- (6) 調査研究事業
- (7) 文化表現事業
- (8) 国際交流事業
- (9) 協催事業
- (10) 広報事業

7 財団のあゆみ

- ・ 6. 4. 1 財団設立（理事長：谷川秀善 事務所：大阪府立婦人会館内）
- ・ 6. 5. 11 第1回理事会開催
- ・ 6. 6. 18 財団設立記念イベント（ウィメンズフォーラム）の開催
- ・ 6. 6. 20 第2回理事会開催（理事長に吉沢健就任）
- ・ 6. 7. 29 ドーンセンター（大阪府立女性総合センター）竣工
- ・ 6. 8. 8 大阪府から財団へ施設引き継ぎ
- ・ 6. 8. 29 財団事務所移転（ドーンセンター内）
- ・ 6. 10. 27 第1回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 6. 11. 7 開館記念式典
- ・ 6. 11. 11 オープニングイベント開催（～11. 13）
- ・ 6. 11. 26 大阪国際女性フォーラム開催（～11. 27）
- ・ 7. 2. 27 第2回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7. 3. 17 第3回理事会開催
- ・ 7. 6. 29 第4回理事会開催
- ・ 7. 7. 17 第3回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 7. 11. 10 ドーンフェスティバル（1周年事業）の開催（～11. 12）
- ・ 7. 11. 30 第4回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 2. 29 第5回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 3. 28 第5回理事会開催
- ・ 8. 6. 21 第6回理事会開催
- ・ 8. 7. 15 第6回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 11. 8 ドーンフェスティバルの開催（～11. 10）
- ・ 8. 12. 16 第7回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 8. 12. 19 開館以来来館者100万人突破
- ・ 9. 2. 24 第8回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 3. 28 第7回理事会開催
- ・ 9. 6. 24 第8回理事会開催
- ・ 9. 7. 16 第9回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 9. 7. 31 第9回理事会開催
- ・ 9. 10. 21 第10回理事会開催（理事長に松廣屋慎二就任）
- ・ 9. 10. 27 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 9. 10. 28 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 9. 11. 7 ドーンフェスティバルの開催（～11. 8）
- ・ 9. 12. 26 第11回理事会開催
- ・ 10. 2. 23 第10回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 3. 28 第12回理事会開催
- ・ 10. 4. 16 第13回理事会開催
- ・ 10. 6. 26 第14回理事会開催

- ・ 10. 7. 24 第 11 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 10. 11. 6 ドーンフェスティバルの開催（～11. 7）
- ・ 10. 12. 8 第 12 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 2. 26 第 13 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 3. 18 第 15 回理事会開催
- ・ 11. 5. 1 第 16 回理事会開催
- ・ 11. 6. 21 第 17 回理事会開催
- ・ 11. 7. 16 第 14 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 11. 8. 31 第 18 回理事会開催（理事長に木村良樹就任）
- ・ 11. 10. 4 ドーンセンター運営推進委員会施設運営部会開催
- ・ 11. 10. 7 ドーンセンター運営推進委員会事業推進部会開催
- ・ 11. 11. 11 ドーンフェスティバル（女性センターフォーラム）の開催（～11. 11）
- ・ 12. 2. 24 第 15 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 3. 31 第 19 回理事会開催
- ・ 12. 4. 23 平成 12 年「女性週間全国会議」開催（～4. 24）
- ・ 12. 5. 2 第 20 回理事会開催
- ・ 12. 6. 26 第 21 回理事会開催
- ・ 12. 7. 3 第 16 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 8. 31 第 22 回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
- ・ 12. 8. 31 第 22 回理事会開催（理事長に梶本徳彦就任）
- ・ 12. 9. 26 第 23 回理事会開催
- ・ 12. 11. 9 ドーンフェスティバル（男女共同参画フォーラム）の開催（～11. 10）
- ・ 12. 11. 21 第 17 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 12. 12. 1 第 24 回理事会開催
- ・ 13. 2. 17 ドーンフェスティバル（21 世紀へ夢描くグループフェスタ 2001）の開催
- ・ 13. 2. 26 第 18 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 3. 29 第 25 回理事会開催
- ・ 13. 5. 7 第 26 回理事会開催
- ・ 13. 5. 24 第 19 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 6. 29 第 27 回理事会開催
- ・ 13. 8. 17 第 20 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 13. 11. 30 第 21 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 8 第 22 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 3. 9 ドーンフェスティバル 2002 の開催
- ・ 14. 3. 28 第 28 回理事会開催
- ・ 14. 4. 24 第 29 回理事会開催（理事長に山登敏男就任）
- ・ 14. 6. 25 第 30 回理事会開催（財団名称の変更の承認
平成 15 年 4 月 1 日から財団法人大阪府男女共同参画推進財団）
- ・ 14. 7. 30 第 23 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 14. 11. 27 第 24 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 2. 21 第 25 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 15. 3. 26 第 31 回理事会開催
- ・ 15. 3. 29 ドーンフェスティバル 2003 の開催
- ・ 15. 4. 1 財団名称を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に変更
- ・ 15. 4. 23 第 32 回理事会開催
- ・ 15. 6. 6 開館以来来館者 4 0 0 万人突破
- ・ 15. 6. 26 第 33 回理事会開催
- ・ 15. 7. 25 第 26 回ドーンセンター運営推進委員会開催

- ・ 15. 12. 19 第 27 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 3. 5 第 28 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 3. 26 第 34 回理事会開催（財団「新・10 年プラン」策定）
- ・ 16. 4. 1 理事長に時岡禎一郎就任
- ・ 16. 4. 1 NPO との協働専門委員会設置
- ・ 16. 4. 20 第 35 回理事会開催
- ・ 16. 6. 23 第 29 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 16. 6. 29 第 36 回理事会開催
- ・ 16. 11. 12 女性 エンパワメントフォーラム 2004（ドーンセンター 10 周年記念事業）の開催（～11. 13）
- ・ 16. 12. 3 第 30 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 1. 1 ドーンセンター運営推進委員会利用者団体登録審査部会設置
- ・ 17. 3. 4 第 31 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 3. 24 第 37 回理事会開催
- ・ 17. 4. 22 第 38 回理事会開催
- ・ 17. 6. 28 第 39 回理事会開催
- ・ 17. 7. 1 第 32 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 17. 11. 11 第 40 回理事会開催
- ・ 17. 12. 9 第 33 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3. 10 第 34 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 3. 24 第 41 回理事会開催
- ・ 18. 3. 28 「ドーン利用促進事業共同体」が大阪府から指定管理者に指定
- ・ 18. 4. 1 「ドーン利用促進事業共同体」が指定管理業務開始
- ・ 18. 6. 23 第 42 回理事会開催
- ・ 18. 6. 30 第 35 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 12. 15 第 36 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 18. 12. 19 第 43 回理事会開催（「事業・NPO 協働評価委員会」の 19 年 4 月設置）
- ・ 19. 3. 13 第 37 回ドーンセンター運営推進委員会開催
- ・ 19. 3. 20 第 44 回理事会開催（財団「中期経営計画」策定）

事業概要

第1 財団の運営

1 理事会の開催

(1) 第42回理事会

- ア 開催日 平成18年6月23日(金)
イ 議題 (ア)平成17年度事業報告及び収支決算について
(イ)平成18年度収支補正予算について

(2) 第43回理事会

- ア 開催日 平成18年12月19日(火)
イ 議題 (ア)大阪府女性基金への寄附及び施設運営積立預金の取り崩しについて
(イ)ドーンセンター事業・NPO協働評価委員会の設置について

(3) 第44回理事会

- ア 開催日 平成19年3月20日(火)
イ 議題 (ア)平成18年度収支補正予算について
(イ)平成19年度事業計画及び平成19年度収支予算について
(ウ)ドーン利用促進事業共同体平成18年度収支補正予算について
(エ)ドーン利用促進事業共同体平成19年度収支予算について
(オ)財団規程の一部改正について
(カ)NPOとの協働専門委員会の廃止について
(キ)中期経営計画についての報告

2 ドーンセンター運営推進委員会の開催

ドーンセンターの機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、ドーンセンター運営推進委員会を開催し、種々の意見、提言をいただいた。

(1) 第35回運営推進委員会

- ア 開催日 平成18年6月30日(金)
イ 議題 (ア)平成18年度事業計画について
(イ)情報交換プラザの運営について

(2) 第36回運営推進委員会

- ア 開催日 平成18年12月15日(金)
イ 議題 (ア)平成18年度事業経過及び今後の計画について
(イ)ドーンセンターにおける府市連携事業について

(3) 第37回運営推進委員会

- ア 開催日 平成19年3月13日(火)
イ 議題 (ア)座長の選出及び副座長の指名について
(イ)利用者団体登録審査部会委員の指名について
(ウ)平成18年度事業経過及び平成19年度事業計画(案)について
(エ)プール跡地改修計画について報告

第2 各種事業の実施

1 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業

女性に関する情報を幅広く収集・整理・加工し、データベース化するとともに、これらを活用して、多様な情報ニーズに的確に対応した情報提供を行った。

(1) 情報ライブラリーの運営

女性関連の図書・資料・AV資料等を収集し、閲覧・視聴・貸出サービスを行う他、利用者からの情報相談に応じた。

ア 図書・資料の収集冊数(平成19年3月31日現在)

図 書	38,887冊
行政資料	11,148冊
雑 誌	1,517タイトル、42,406冊
新 聞	6紙
AV資料	1,870本(ビデオ1,689本、DVD156点、カセットブック25本)

(ア) 図書の内訳

分 類	冊 数
総記	2,302
哲学	1,656
歴史・女性事情	3,769
社会科学	15,373
自然科学	1,631
技術	1,022
産業	275
芸術	1,342
言語	273
文学	8,551
児童書	1,508
女性の表現作品集	1,185
合 計	38,887

(ウ) 雑誌の内訳

種 別	タイトル数
女性問題関連雑誌	143
一般雑誌	214
グループのミニコミ誌	405
女性学研究所等の年報・機関誌	131
行政の広報誌	281
女性関連施設の広報誌	293
その他(大学の紀要等)	50
合 計	1,517

(イ) 行政資料の内訳

分 類	冊 数
行動計画・プラン	1,052
施策概要・統計・白書	2,692
調査・研究報告書	1,857
イベント・講座等の記録	2,240
研修・派遣事業報告	599
女性関連施設概要	806
啓発冊子	1,160
その他	742
合 計	11,148

(エ) AV資料

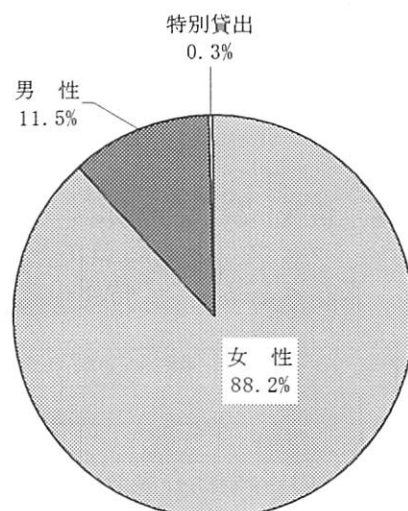
分 類	本 数
女性問題・フェミニズム	159
性	60
からだとこころ	80
家族・家庭	74
子ども・学校	107
高齢化・福祉	54
社会・くらし・環境	133
しごと	174
政治・法律・行政・経済・産業	41
教育・研究	49
文化・芸術・表現	939
合 計	1,870

イ 利用登録者数（ライブラリーカード）（平成19年3月31日現在）

（ア） 性別

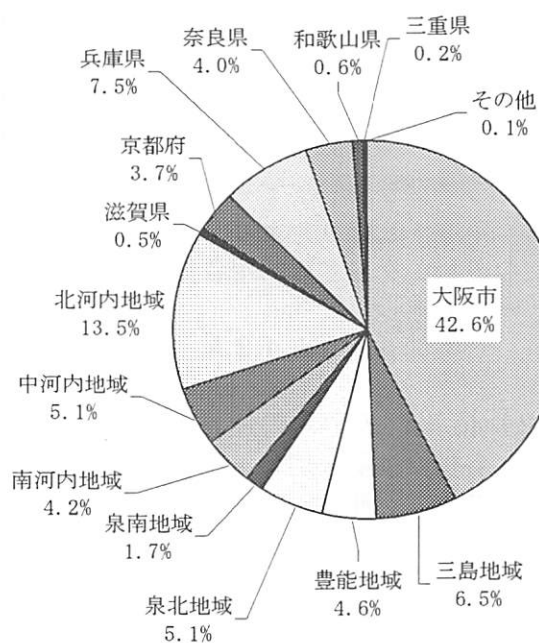
区 分		登録者数
個人	女 性	17,781
	男 性	2,310
	計	20,091
特別貸出等※		62
合 計		20,153

※行政・学校関係その他団体への貸出、及び館内閲覧資料の一時貸出



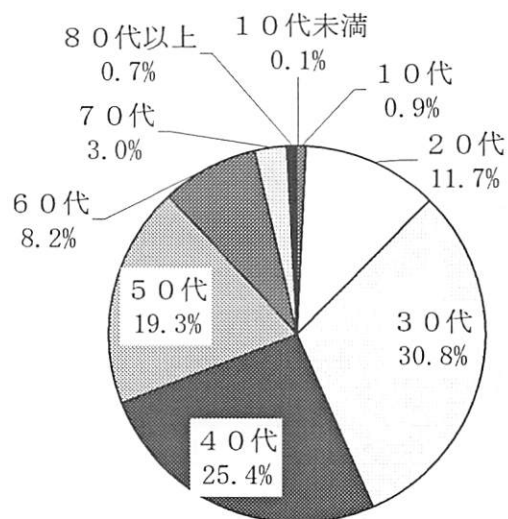
（イ） 地域別

地 域	人 数
大阪市	8,561
三島地域	1,313
豊能地域	925
泉北地域	1,028
泉南地域	336
南河内地域	835
中河内地域	1,028
北河内地域	2,703
滋賀県	102
京都府	750
兵庫県	1,503
奈良県	806
和歌山県	129
三重県	46
その他	26
合 計	20,091



（ウ） 年代別

年 代	人 数
10代未満	17
10代	175
20代	2,345
30代	6,183
40代	5,103
50代	3,874
60代	1,649
70代	595
80代以上	150
合 計	20,091



ウ 貸出件数（平成19年3月31日現在）

分 類	平成18年度	平成17年度	平成16年度
図 書 ・ 雑 誌	12,900 (冊)	14,863 (冊)	17,110 (冊)
行政資料	235 (冊)	179 (冊)	261 (冊)
A V 資料	6,311 (点)	6,616 (点)	7,608 (点)
合 計	19,446	21,658	24,979

エ 情報相談（平成19年3月31日現在）

ライブラリー職員が、図書・資料・データベース等を活用して、検索指導や来館・電話による情報相談に応じた。

（内 訳）

分 類	平成18年度	平成17年度	平成16年度
利用案内	6,734	5,656	4,938
検索指導	345	302	244
資料の所蔵・所在調査	1,225	1,118	867
特定テーマの資料案内	556	480	365
人材・学習情報の提供	327	389	369
グループ・施設情報の提供	255	242	174
ライブラリー活動・運営情報の提供	257	181	98
その他	1	2	5
合 計	9,700	8,370	7,060

オ ライブラリーツアーの実施

平成18年9月より、ライブラリーの特色や所蔵作品の案内、資料検索の方法などわかりやすく利用者毎のニーズに沿って、館内を案内するライブラリーツアーを実施した。

参加者数 142人

（2）情報システムの運営

各種女性関係情報を誰もが自由に検索できる大阪府女性関係情報ネットワークシステムを運営し、インターネットで情報提供を行う。

（平成15年10月から新システム）

ア ホームページへのアクセス状況

<トップページアクセス数>

	平成18年度	平成17年度	平成16年度
アクセス数	212,263件	228,931件	183,733件

<カテゴリ別アクセス数>

メニュー名称	平成18年度	平成17年度	平成16年度
事業案内	38,665	32,421	29,271
施設案内	258,452	187,391	155,120
出版物	75,698	54,909	42,012
講座・イベント	155,159	111,204	89,302
事業統計	34,176	24,097	13,641
情報ライブラリー	643,910	452,151	402,074
女性情報ステーション	132,221	110,610	98,708
リンク集	13,984	13,460	13,102
Introduction in English	54,925	46,857	32,036
携帯電話による施設利用状況アクセス	380		—
合 計	1,407,570	1,033,100	875,266

イ ドーンセンターメールマガジン『e-DAWN』の発行

ドーンセンターの最新ニュースを伝えるメールマガジンを平成16年1月11日から月2回程度発行した。ドーンセンター主催の講座・イベント情報、情報ライブラリーからのお知らせ、刊行物などの情報を届ける。

平成19年3月31日までの登録者数： 1,356人

ウ 「情報メールサービス」の実施

平成18年4月より、インターネット上で発信された情報から、男女共同参画に関わる活動や学習に活かせるものをピックアップし、月1回メールで知らせるサービスを始めた。

平成19年3月31日までの登録者数： 112人

(3) 講座・展示等

ア 情報活用講座

～迷いなく 働き始める 働き続けるための情報活用術

「なんとなく」から「きっぱり！」へ～の実施

最近の女性の労働事情をみると、正社員が減少し、派遣社員・アルバイト・パート・フリーランスなどの働き方が増えている。これらの働き方は柔軟な働き方である一方、雇用期間や給与や人間関係等において不安定な立場にある。キャリア形成の面から見ても、長期的視野に立ったキャリアデザインを考えにくい、ロールモデルを見つけにくい、継続的な職業訓練を受けにくいなどの従来の女性が抱えていた不利益をより一層被りやすい。本講座では、多様な雇用形態のメリット・デメリットの情報と、それらの情報を分析し活用していく視点を提供し、一方で自分の興味関心＝希望と適性を探り、客観的情報と自己分析の視点を踏まえて、将来のキャリアデザインを見つけることを目的とし、実施した。

- 定員： 50人 ● 申込者数： 112人 ● 受講者数： 53人
- 時間： 14:00～16:00 ● 受講料： 3,000円（5回）

	開催日時	テーマ	内 容	講 師
1	6/17 (土)	「きっぱり！」働くために多様な働き方を知ろう	正社員・派遣・パート・アルバイト・フリーランス…多様な働き方を、収入・やりがい・ワークライフバランスなどから分析。社会保障制度の正確な知識など、自分らしく暮らすために必要な情報を学んだ。	藤原 寛子 (社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー・CDA)
2	6/24 (土)	私らしいチャレンジのために まずは情報収集から	企業・NPO・行政・団体などに就職する、または起業するなど多様な選択肢についての情報収集法と整理術を学び、自分のチャレンジの可能性を広げることを学んだ。ライブラリー利用ガイダンスも実施。	岸本 綾子 清水 英子 (ひめじ男女共同参画データ研究会)
3	7/1 (土)	私のキャリアデザインを考える① 自分の情報を整理する	なりたい自分になるために、必要な自分の棚卸をするために、興味・関心・価値観・適性など色々な観点から分析。毎日のスケジュールや時間管理についても再点検を行った。	小林 清美 (キャリアカウンセラー)
4	7/8 (土)	私のキャリアデザインを考える② 目的地までの地図を描く	前回までの内容をふまえ、10年後のなりたい自分をイメージし、実現に向けての具体的な設計図を作成した。	小林 清美 (キャリアカウンセラー)
5	7/15 (土)	コミュニケーションこそ成功の鍵！ 自分を上手に表現・発信しよう	何にチャレンジするにも、コミュニケーションは大切なキーポイント。口コミやネットワークといった情報をうまく利用するための自己表現や自己PR、誤解を生まないコミュニケーション方法を学んだ。	井山 里美 (女性と子どものエンパワメント関西)

イ 情報担当者ネットワーク会議の開催

女性情報の収集・提供事業に携わる女性センター等職員を対象に情報の収集・組織化・提供等の業務遂行のための情報交換を行うとともに、担当職員相互の情報ネットワーク形成を促進する会議を開催した。

- 定員： 25人
- 参加者： 延べ101人
- 時間： 14:00～17:00

	日 時	テ ー マ	講 師 等
1	8/23(水)	「市民活動と女性情報」	佐々木 真由美 (宇治市男女共同参画支援センター)
2		「利用者との関係づくり術」	川喜田 好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)

3	9/6(水)	「押さえておきたい情報相談のヒアリングポイントと基礎ツール」	角本 勢津子 (ドーンセンター情報ライブラリー)
4		「魅力的なホームページづくり」	猪俣 正和 (大阪市立男女共同参画センタークレオ大阪中央)
5	9/14(木)	「おはなし会グループ“とつとこ”の実践報告」	井原 和恵 (とよなか男女共同参画推進センター)
6		「施策課との連携事業」	大林 弘子 (とよなか男女共同参画推進センター)
7	9/20(水)	「地域の学校との連携」	池田 多佳子 (茨木市立男女共生センター)
8		「知っておきたい著作権知識、 こんなとき、あんなとき」	木下 みゆき (ドーンセンター情報担当コーディネーター)

ウ ビデオ上映会

情報ライブラリーで購入したビデオの中から、女性監督のドキュメンタリーやジェンダー問題の作品、女性グループの活動を追ったドキュメンタリービデオなどを選んで上映した。(月1回：年12回開催)

月/日	上映作品	参加者数	月/日	上映作品	参加者数
4/27(木)	折り梅	75	5/25(木)	あの鷹巣町のその後	65
6/29(木)	もし、あなたなら ～6つの視線	67	7/27(木)	カフェ放送 「てれれ2005セレクト」	22
8/31(木)	マンゴと黒砂糖	51	9/28(木)	バグダッド・カフェ	62
10/26(木)	あの鷹巣町のその後続編	34	11/16(木)	宋氏三姉妹 宋慶齡の生涯	53
12/21(木)	エイズ患者に寄り添って	30	1/25(木)	ら抜ききの殺意	33
2/22(木)	モスクワは涙を信じない	53	3/29(木)	海霊の宮 (UNADAMA NO MIYA)	36

エ 「ホンのおしゃべり」の開催

関西在住のジェンダー視点を持った図書・資料の著者を招き、執筆の背景や出版に関する思いを語ってもらい、その後、参加者と著者でフリートーキングを行った。(年1回開催)

・平成18年7月22日(土) 14:00～15:30

著者 中西 豊子(ウィメンズブックストア松香堂創業)

著書 『女の本屋の物語 ウィメンズブックストアものがたり』

参加者数 14人

- ・平成19年1月19日（金）18:00～20:00

情報ライブラリー木下栄造研究資料コーナー開設記念ミニレクチャーの開催

「男女平等のためにセクソロジーを解く！」

ジェンダー科学、性科学、セクソロジー分野の研究者である木下栄造さんより研究資料を約600冊ご恵贈いただき、「木下栄造研究資料コーナー」を開設した。これを記念して、研究資料のコレクションについて講演していただいた。参加者数 12人

オ 情報ライブラリーニュース『いんふおめーと』の発行

情報ライブラリーの多様な活動を広くPRするため、女性情報と利用者を結ぶ双方向型のライブラリーニュースを発行し、府内外の女性関係施設及び図書館等へ配付した。（年2回発行）

A4版4頁 10,000部

第53号発行（平成18年6月1日発行）、第54号発行（平成18年12月1日発行）

カ 情報ライブラリー企画展示

（ア）《男女共同参画週間展示》

～「女性に対する暴力」パネル展～

女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー等）に関し、暴力を生み出す社会的背景、暴力の実態、法律等についての解説や被害にあったときの対処方法などを、わかりやすく解説したパネルを展示した。

- ・展示期間：平成18年6月22日（木）～6月29日（木）
（於：ドーンセンター1Fロビー）

（イ）《特別企画展示》

～もっと楽しく・ためになる 教職員のための授業づくり資料展～

女性の自立やエンパワメントに関する活動をしているNPO・グループなどから、教育現場で活用できる男女平等・男女共生教育の教材や素材の作成・展示・発表の企画案を広く募集し、選考の結果決定した教材・素材をライブラリー内に展示した。展示期間中には、学校関係者向けに教材・素材の活用方法を紹介するデモンストレーションを開催した。

- ・展示期間：平成19年1月31日（水）～2月25日（日）
- ・デモンストレーション：
平成19年2月 3日（土）10:30～12:00
平成19年2月24日（土）13:30～15:00
（於：ドーンセンター2F情報ライブラリー）
参加者数 42人

2 女性の抱える問題に関する相談事業

女性の直面している様々な問題について、女性の視点から自立と主体的な生き方を目指し、相談カウンセリングより、必要な援助と解決のためのサポートを行った。

(1) 相談事業

ア 面接相談：専門の女性カウンセラーによる面接でのカウンセリング

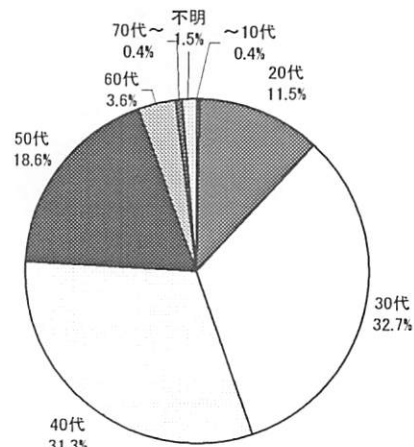
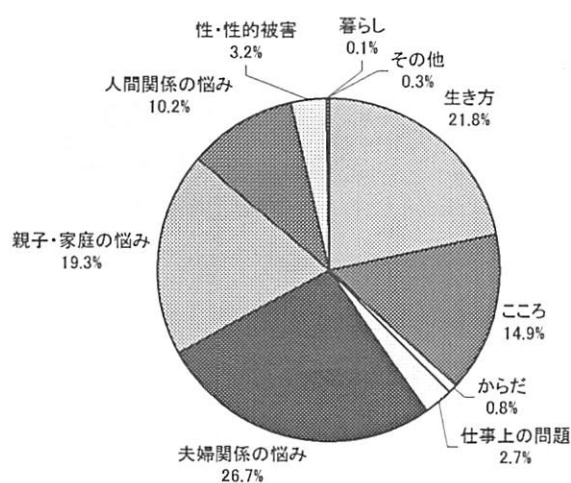
水・金・土・日曜日

午前10時から午後6時

火・木曜日

午後1時から午後9時

		平成 1 8 年度										平成 1 7 年度	
主訴分類		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
生き方		1	40	124	135	72	16	3	2	393	21.8	532	28.6
こころ		2	65	95	70	29	2	1	5	269	14.9	214	11.5
からだ		0	3	1	4	3	0	0	3	14	0.8	12	0.6
仕事上の問題		0	3	22	8	15	0	0	1	49	2.7	26	1.4
夫婦関係の悩み		1	19	164	140	120	37	0	0	481	26.7	447	24.0
親子・家庭の悩み		1	34	76	143	75	9	3	6	347	19.3	396	21.3
人間関係の悩み		0	30	74	57	17	1	0	5	184	10.2	200	10.7
性・性的被害		2	12	31	6	3	0	0	4	58	3.2	26	1.4
暮らし		0	0	0	0	1	0	0	1	2	0.1	6	0.3
その他		0	2	2	1	0	0	0	0	5	0.3	2	0.1
平成18年度	合計	7	208	589	564	335	65	7	27	1,802	100.0	平成17年度	合計
	(%)	0.4	11.5	32.7	31.3	18.6	3.6	0.4	1.5	100.0			
平成17年度	合計	7	207	617	558	338	82	14	38	1,861			
	(%)	0.4	11.1	33.2	30.0	18.2	4.4	0.8	2.0	100.0			



相談月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成18年度	167	137	182	142	171	151	157	149	143	136	133	134	1,802
平成17年度	141	155	179	156	175	155	153	160	155	139	151	142	1,861

イ 電話相談：専用電話を使った、電話相談員による相談

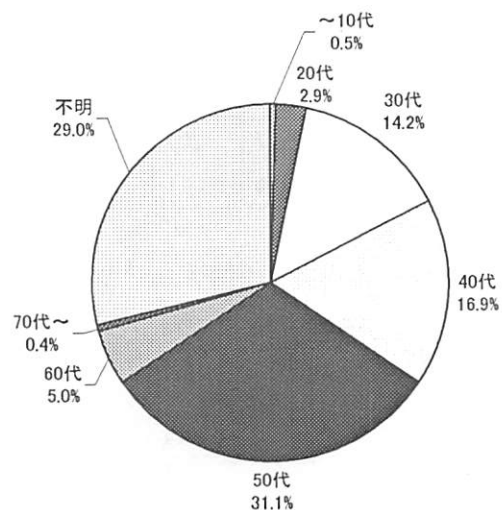
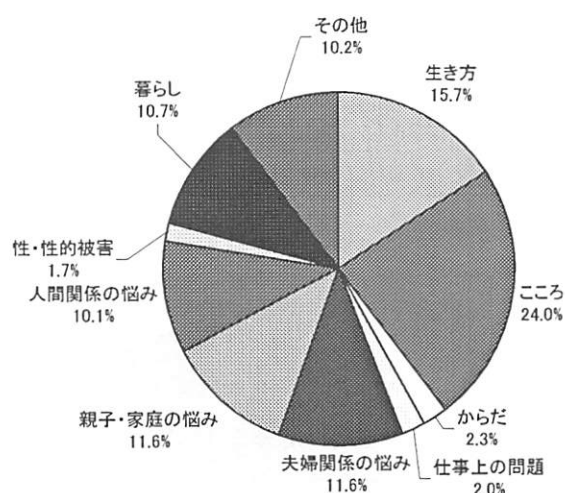
火曜日から金曜日

午前10時から午後4時、午後6時から午後8時

土曜日・日曜日

午前10時から午後4時

		平成 1 8 年度										平成 1 7 年度	
主訴分類		～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計	(%)	合計	(%)
生き方		1	8	83	111	239	22	1	56	521	15.7	362	10.6
こころ		5	18	110	102	320	43	1	199	798	24.0	524	15.3
からだ		3	2	7	9	18	20	0	17	76	2.3	80	2.3
仕事上の問題		0	0	12	25	21	1	0	9	68	2.0	95	2.8
夫婦関係の悩み		0	21	82	85	97	24	1	76	386	11.6	510	14.9
親子・家庭の悩み		3	16	66	83	80	24	6	107	385	11.6	402	11.7
人間関係の悩み		3	22	77	83	56	12	2	80	335	10.1	423	12.3
性・性的被害		1	9	14	3	9	0	0	20	56	1.7	41	1.2
暮らし		1	0	20	55	185	19	0	76	356	10.7	568	16.6
その他		0	1	1	4	8	0	2	322	338	10.2	423	12.3
平成18年度	合計	17	97	472	560	1,033	165	13	962	3,319	100.0	3,428	100.0
	(%)	0.5	2.9	14.2	16.9	31.1	5.0	0.4	29.0	100.0			
平成17年度	合計	5	133	630	569	792	139	24	1,136	3,428			
	(%)	0.1	3.9	18.4	16.6	23.1	4.1	0.7	33.1	100.0			



相談月別件数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成18年度	301	230	298	250	316	301	283	262	247	228	272	331	3,319
平成17年度	285	256	294	324	302	261	305	284	255	264	279	319	3,428

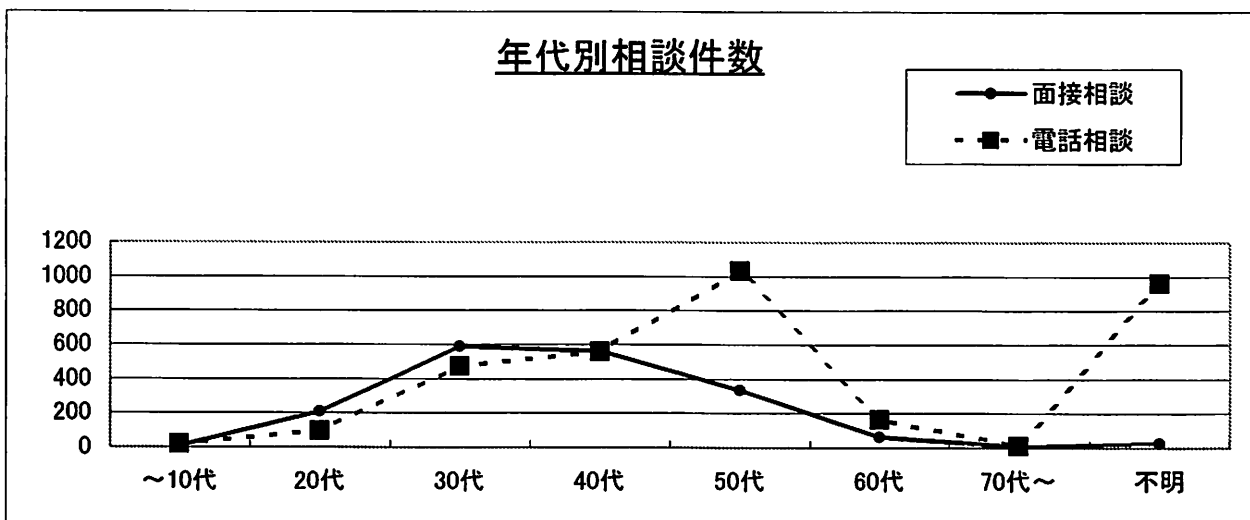
主訴別相談件数

	生き方	ところ	からだ	仕事上の悩み	夫婦関係	親子家庭関係	人間関係	性、性的被害	暮らし	その他	合計
面接相談	393	269	14	49	481	347	184	58	2	5	1,802
電話相談	521	798	76	68	386	385	335	56	356	338	3,319
計	914	1,067	90	117	867	732	519	114	358	343	5,121

年代別相談件数

	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	合計
面接相談	7	208	589	564	335	65	7	27	1,802
電話相談	17	97	472	560	1,033	165	13	962	3,319
計	24	305	1,061	1,124	1,368	230	20	989	5,121

年代別相談件数



ウ 法律相談：女性弁護士による法律問題に関する面接相談

毎月第1火曜日：午後5時から午後8時 第2木曜日：午前10時から午後1時

第3火曜日：午前10時から午後1時 第4金曜日：午後2時から午後5時

		平成18年度														平成17年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
夫婦（離婚等）		16	8	9	15	11	13	10	14	8	11	13	10	138	55.0%	114	44.9%
相続・扶養		2	2	0	1	2	0	1	0	0	1	3	0	12	4.8%	9	3.5%
借地借家		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.4%	1	0.4%
消費者等		0	1	0	0	0	0	1	0	2	1	0	2	7	2.8%	4	1.6%
相隣関係		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0.0%
刑事事件		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%	2	0.8%
D V	保護命令等	0	2	2	1	0	2	1	0	2	1	1	1	13	5.2%	12	4.7%
	離婚・慰謝料・養育費	0	5	4	1	3	3	1	3	5	2	0	3	30	12.0%	65	25.6%
	今後の生活等その他	2	0	1	0	3	0	1	0	0	1	0	0	8	3.2%	8	3.1%
DV関連計		2	7	7	2	6	5	3	3	7	4	1	4	51	20.3%	85	33.5%
その他		2	3	4	5	3	3	2	4	4	2	5	4	41	16.3%	39	15.4%
合計		22	21	21	23	22	21	17	21	21	19	22	21	251	100.0%	254	100.0%

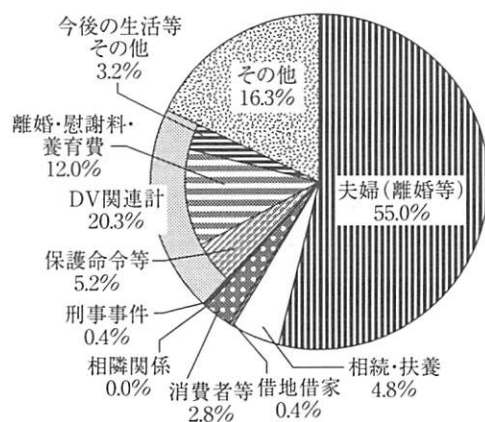
エ からだの相談：女性産婦人科医師による医療的見地から助言が必要なものについての面接相談

毎月第4土曜日 午後2時から午後4時

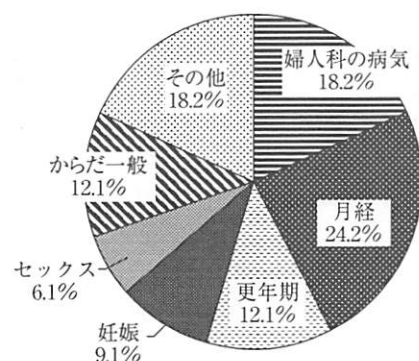
（ただし、5月は第2土曜日、11月は第3土曜日に実施）

		平成18年度														平成17年度	
項目\月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)	合計	(%)
婦人科の病気		0	0	1	0	0	1	0	1	3	0	0	0	6	18.2%	12	33.3%
月経		1	2	1	0	0	1	1	0	0	0	1	1	8	24.2%	8	22.2%
更年期		1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4	12.1%	6	16.7%
妊娠		0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	3	9.1%	1	2.8%
セックス		0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	2	6.1%	2	5.6%
からだ一般		0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	12.1%	4	11.1%
その他		0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	6	18.2%	3	8.3%
合計		2	4	4	2	3	4	3	3	3	1	2	2	33	100.0%	36	100.0%

法律相談



からだの相談



オ ドーンセンター内DV相談：ドーンセンター4階の配偶者暴力相談支援センターで電話相談を行った。

電話相談：火曜日から日曜日

午前10時から午後8時

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
暴力	配偶者から	身体的	45	60	77	53	49	32	40	46	31	42	41	43	559	
			1		1		1	2	1						6	
		精神・社会・経済的	51	52	52	54	67	48	71	70	82	71	53	81	752	
							1				2	1		1	5	
		性的	1	2	3	1	3	2	0	1	0	1	0	2	16	
	計	97	114	132	108	119	82	111	117	113	114	94	126	1,327		
		1		1		2	2	1		2	1		1	11		
	その他から	恋人	身体的	7	6	6	6	2	0	0	5	2	3	4	0	41
						1					1					2
			精神・社会・経済的	1	4	2	2	1	2	4	3	1	0	0	0	20
			性的	0	4	0	2	1	0	1	0	1	0	1	1	11
計		8	14	8	10	4	2	5	8	4	3	5	1	72		
				1					1					2		
家族・知人等		身体的	4	9	3	6	5	1	4	3	4	3	0	4	46	
				3				1							4	
		精神・社会・経済的	2	2	1	5	5	0	2	1	1	5	0	5	29	
														1	1	
		性的	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	3	
		計	6	11	4	11	12	1	6	4	5	9	0	9	78	
				3				1						1	5	
		暴力にかかる相談計		111	139	144	129	135	85	122	129	122	126	99	136	1,477
				1	3	2		2	3	1	1	2	1	0	2	18
	その他の相談		51	58	50	57	63	28	36	45	44	28	21	32	513	
			4	8	4	5	3	3	1	4	4	1	1	1	39	
合　　計		162	197	194	186	198	113	158	174	166	154	120	168	1,990		
		5	11	6	5	5	6	2	5	6	2	1	3	57		

※下段は男性内数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成18年度	162	197	194	186	198	113	158	174	166	154	120	168	1,990
平成17年度	146	95	160	152	154	132	171	166	138	107	142	172	1,735
対前年比(%)	111.0	207.4	121.3	122.4	128.6	85.6	92.4	104.8	120.3	143.9	84.5	97.7	114.7

カ カウンセラー派遣：DV被害女性を保護している民間シェルターなど4箇所のNPO等団体へ女性カウンセラーを派遣し、被害者の心のケアを行う等、自立支援体制の充実を図った。

平成18年度													
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
シェルター (S)	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	3	29
	4	4	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	58
シェルター (I)	2	2	2	2	2	2	2	3	3	4	3	3	30
	4	2	2	3	3	2	2	4	3	6	4	3	38
シェルター (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シェルター (Y)	2	2	2	2	2	2	2	3	4	4	4	4	33
	4	3	3	2	2	2	1	2	3	6	3	6	37
合 計	6	6	6	6	6	6	6	9	10	11	10	10	92
	12	9	9	9	9	8	7	12	12	18	13	15	133

※ シェルター名については保護の必要上、頭文字等で表す。

※ 上段は訪問回数 下段は相談者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
今年度	6	6	6	6	6	6	6	9	10	11	10	10	92
	12	9	9	9	9	8	7	12	12	18	13	15	133
前年度	6	6	5	4	6	6	9	8	9	10	11	12	92
	11	11	9	8	12	11	17	16	17	18	21	22	173

キ 不妊にまつわる悩みの相談：女性産婦人科医師及び助産師が不妊にまつわる様々な悩みの相談に応え、必要な情報提供を行った。

・面接相談：毎月第1土曜日 午後1時から午後4時

項目\月	平成18年度													合計	(%)
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
情報提供	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	12.5%	
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	1	5	31.3%	
今の治療の内容と妊娠の可能性	0	1	1	0	0	2	1	0	2	0	0	0	7	43.8%	
他の治療内容・方法など	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	6.3%	
二人目不妊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
医療機関に対する不満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
パートナーとの関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
周囲の人間関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
自分自身のこと	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
子どものいない人生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
仕事との両立	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	6.3%	
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	
合　　計	1	1	3	0	1	2	2	1	3	1	0	1	16		

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成18年度	1	1	3	0	1	2	2	1	3	1	0	1	16	145%
平成17年度	0	0	0	0	0	2	1	2	3	0	2	1	11	

・電話相談：毎週水曜日 午前10時から午後4時（ただし、第1水曜日のみ午後1時から午後8時

	平成18年度															
項目\月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	(%)		
情報提供	10	5	7	7	6	3	3	6	4	4	4	2	61	24.4%		
不妊への不安・検査や治療を受けたほうがよいか	1	6	5	3	2	4	1	4	2	2	2	1	33	13.2%		
今の治療の内容と妊娠の可能性	4	3	1	5	9	4	4	6	3	1	4	5	49	19.6%		
他の治療内容・方法など	1	1	0	0	2	3	2	1	0	0	1	2	13	5.2%		
二人目不妊	0	4	2	2	2	1	1	5	1	2	2	3	25	10.0%		
医療機関に対する不満	1	1	1	1	4	4	2	0	1	0	2	0	17	6.8%		
パートナーとの関係	0	0	1	0	0	0	2	0	2	1	1	0	7	2.8%		
周囲の人間関係	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	1.2%		
自分自身のこと	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0.8%		
子どものいない人生	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3	1.2%		
仕事との両立	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4%		
その他	2	7	3	1	1	2	6	1	1	4	4	4	36	14.4%		
合 計	20	27	22	20	28	21	22	23	14	16	20	17	250			

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	対前年比
平成18年度	20	27	22	20	28	21	22	23	14	16	20	17	250	76%
平成17年度	23	18	41	25	22	18	30	34	23	20	30	45	329	

ク 該当セッションで扱ったジェンダー関連問題

平成18年度

面接相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	17年度
共依存	33	24	30	24	11	11	21	16	13	12	11	10	216	350
母娘関係	44	34	39	23	13	24	27	28	26	27	19	16	320	452
拒・過食	9	6	5	3	2	5	7	5	4	3	5	3	57	77
依存症	7	4	5	7	1	3	0	2	0	0	2	2	33	125
性被害（セクハラ以外の）	6	4	1	4	4	4	2	6	5	4	8	5	53	36
セクハラ	2	1	2	1	1	2	4	2	2	3	1	0	21	16
性的虐待（幼児・少年期	5	3	3	2	2	4	3	6	5	1	7	4	45	22
幼児期虐待（性虐待以外	16	15	11	7	11	10	13	11	13	10	10	8	135	85
夫婦間暴力（DV）	29	26	35	31	26	35	32	21	28	28	24	33	348	350
家庭内暴力（夫婦間以外	2	2	2	1	3	1	3	3	3	4	3	6	33	55
セクシャリティー	2	0	2	3	1	0	0	1	1	1	0	1	12	23
「役割逸脱」不安	10	11	17	5	4	3	0	3	2	3	0	0	58	102
児童虐待	1	1	1	0	0	2	1	2	2	0	1	0	11	20
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	4	8
合計	166	131	153	112	80	104	113	106	104	97	91	89	1,346	1,721

平成18年度

電話相談

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	17年度
共依存	3	4	26	27	29	24	10	14	15	13	15	25	205	40
母娘関係	20	22	42	26	48	45	39	32	31	34	31	45	415	258
拒・過食	3	2	2	1	5	3	1	4	2	2	1	1	27	32
依存症	2	6	27	22	44	40	56	29	35	24	28	47	360	68
性被害（セクハラ以外の）	1	2	2	4	6	7	5	6	3	5	3	1	45	28
セクハラ	6	5	3	2	8	8	7	4	4	4	2	6	59	43
性的虐待（幼児・少年期	3	2	0	1	1	0	1	0	1	1	3	2	15	14
幼児期虐待（性虐待以外	6	6	10	1	10	3	5	8	3	4	5	9	70	63
夫婦間暴力（DV）	28	16	38	40	42	37	27	36	24	27	43	28	386	278
家庭内暴力（夫婦間以外	4	3	11	5	11	2	1	3	1	4	3	5	53	37
セクシャリティー	0	1	0	2	5	1	1	2	0	2	1	0	15	23
「役割逸脱」不安	32	46	77	73	119	101	93	89	88	76	99	101	994	362
児童虐待	4	2	5	2	3	4	3	2	2	1	2	3	33	51
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2	0	4	0
合計	112	117	243	206	331	275	249	230	210	197	238	273	2,681	1,297

ケ 相談員会議：毎月1回、相談事業の進め方についての調整や、社会資源台帳（相談関連機関情報）の整備等について検討を行うとともに、1例ずつ「事例検討」を行い、相談員の研鑽を図った。

(2) サポート・グループ

ア サポート・グループ

同じ悩みや問題を持つ女性がファシリテーターを交えて、自分の気持ちを話し合い、相互に支えあうことにより悩みの解決を図った。

定員：各15名

() は申込者数

日 程	回数	テ ー マ	ファシリテーター	参加者数
5/13～7/22 土曜 午前	9	30代、これからどう生きる？ ～結婚？仕事？今のままでいい？～	本多 利子 (トーンセンター 相談スタッフ)	16 (19)
8/26～10/21 土曜 午後	8	もっと「わたし」を考えたい方へ ～女性(わたし)のためのカウンセリング講座 終了生のためのサポート・グループ～	本多 利子 (トーンセンター 相談スタッフ)	12 (17)
9/1～10/27 金曜 午前	9	子どもだった頃の 私と親との関係をふり返る	潰滝 静子 (トーンセンター 相談スタッフ)	16 (21)
1/20～3/24 土曜 午後	9	子どもだった頃の 私と親との関係をふり返るⅡ	本多 利子 (トーンセンター 相談スタッフ)	21 (21)
1/24～3/28 水曜 午後	9	こんなはずではなかった・・・ 夫との関係	杉本 志津佳 (トーンセンター 相談スタッフ)	15 (17)

イ DVに悩む女性のためのサポート・グループ

日 程	回数	テ ー マ	ファシリテーター	参加者数
5/11～3/22 月2回	20	わたしの「再出発」 ～夫の暴力を逃れて～	今西 康子 (トーンセンター 相談スタッフ)	81

ウ 外国人女性のためのディスカッショングループ

日 程	回数	テ ー マ	ファシリテーター	参加者数
4/15～3/17 第3 土曜	10	日本に住む外国人女性がよく出会う 問題について (中国語)	高橋 美津緋	58
4/15～3/17 第3 土曜	10	同 上 (英語)	ジョアンナ ・サトウ	12

(3) 講座の開催

ア 女性(わたし)のためのカウンセリング講座の開催

女性が自己実現していくために必要な視点を、カウンセリングの手法を用いて紹介し、自立と女性問題解決に資した。

定員：70人 申込者：113人 受講者数：72人

	月／日	テーマ	講師
1	5月10日(水)	ジェンダー社会と女性の心の健康	川喜田 好恵 (トーンセンター相談 担当コーディネーター)
2	5月10日(水)	女らしさの心理的代償 ～うつ・不安・自責感をめぐって～	竹之下 雅代 (トーンセンター相談スタッフ)
3	5月24日(水)	「家族」をめぐる法律の知識 ～結婚・離婚・年金・相続～	竹川 幸子 (弁護士)
4	5月24日(水)	「結婚」という落とし穴 ～幸せ幻想と女性の心理～	宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ)
5	6月7日(水)	女性(わたし)のからだ ～セクシュアル・ライツ～	芦田 千恵美 (助産師)
6	6月7日(水)	母親の一人育児はなぜしんどい？ ～母性愛神話と三歳児神話のはざままで～	赤松 彰子 (子育てひろば里の家 主宰・助産師)
7	6月21日(水)	フェミニスト・カウンセリングにみる母娘 関係 ～女どうしの絆？束縛？～	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺 カウンセラー)
8	6月21日(水)	職場の中のジェンダー ～女性が働きつづけることを阻むもの～	宮地 光子 (弁護士)
9	7月5日(水)	高齢社会と女性の生き方	本多 利子 (トーンセンター相談スタッフ)
10	7月5日(水)	自分を大切にする生き方とは ～心の基本的人権と自己表現～	内藤 みちよ (臨床心理士・ スクールカウンセラー)

イ 女性関係相談事業担当者研修講座の開催

女性関係相談機関のスタッフ（行政職、専門職、民間施設スタッフ）を対象に女性相談機関及び相談事務局のあり方、相談機関の連携などについて講座形式での研修を行った。

定員：50人 申込者数：92人 受講者数：89人

	月／日	テーマ	講師
1	8月30日(水)	女性関係相談事業の理解とあり方 ～トーンセンターの経験を踏まえて～	川喜田 好恵 (トーンセンター相談 担当コーディネーター)
2	8月30日(水)	相談現場から見える女性問題 ～女性の悩みをジェンダーの視点で読み解く～	竹之下 雅代 (トーンセンター相談 スタッフ)
3	9月6日(水)	女性相談の実際 ～構成事例を使って～	杉本 志津佳 (トーンセンター相談 スタッフ)
4	9月13日(水)	相談担当者のための情報活用術 ～社会資源情報の集め方・作り方・提供の 留意点～	木下 みゆき (トーンセンター情報 担当コーディネーター)

ウ 〜女性のキャリア・チャレンジ／再チャレンジのための〜アサーション“獲得”講座 & グループワーク

就職をひかえた女性、転職や再就職、キャリアアップなどをめざす女性を対象に、社会に出るとき・出たときに必要とされる自己主張・自己表現のためのスキルを獲得するための講義とグループワークを行い、女性の社会参画に資した。

定員：48人 申込者：56人 受講者数：42人

	月／日	テーマ	講師
1	10月14日 (土)	女性が「働きつづける／働きつなぐ」ために キャリアの世界で出会うジェンダー問題とそ の対処法	川喜田 好恵 (トーンセンター相談スタッフ・ フェミニストカウンセラー)
2	10月14日 (土)	アサーティブに生きる・自己表現をするため のセルフ・リスペクトと「こころの基本的人 権」	川喜田 好恵 (トーンセンター相談スタッフ・ フェミニストカウンセラー)
3	10月21日 (土)	場面別・状況別に自己表現を考える 難易度別「自己表現の考え方と表現のコツ」	内藤 みちよ (臨床心理士・ スクールカウンセラー)
4	10月21日 (土)	自分も人も大切に！ 対人コミュニケーションの3つのパターン	宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ・ 大阪心のサポートセンター 代表)
5 ～ 9	Aグループ 10/24・31 11/7・21・28 (全火曜日) Bグループ 10/26 11/2・9・16・30 (全木曜日)	Aグループ：就職をひかえた女性、転職やキ ャリアアップをめざす女性対象 Bグループ：結婚・出産などで一旦仕事を離 れ、再びキャリアに挑戦しよう としている女性対象 グループワークでは、実際の生活場面での自 己表現の方法を、実習やロールプレイを通し て体験学習した。	Aグループ <ファシリテーター> 内藤 みちよ (臨床心理士・ スクールカウンセラー) Bグループ <ファシリテーター> 宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ・ 大阪心のサポートセンター 代表)
10	12月2日(土)	企画や会議で自分を伝える！ 組織で働くための自己表現	内藤 みちよ (臨床心理士・ スクールカウンセラー)
11	12月2日(土)	燃え尽きないで働くための 自己表現とストレスマネジメント	宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ・ 大阪心のサポートセンター 代表)

エ フェミニスト・カウンセリング専門講座の開催（NPOとの協働事業）
〔理論コース〕

女性を対象とした相談事業にかかわる専門家等が、ジェンダーにとらわれない視点で、女性の自立とエンパワメントのための心理的援助を行うために必要な知識と技能を修得するための講座を開催した。

定員：65人 申込者：92人 受講者数：72人

	月 / 日	テ ー マ	講 師
1	1 1 月 1 1 日 (土)	フェミニストカウンセリングとは ～女性のエンパワメントを支援するため に～	川喜田 好恵 (トーンセンター相談担当 コーディネーター)
2	1 1 月 1 1 日 (土)	女性の状況をジェンダー分析する ～従来の心理学をこえて～	宮本 由起代 (トーンセンター相談スタッフ・ 大阪心のサポートセンター 代表)
3	1 1 月 2 5 日 (土)	今、「家族」に何が起きているのか ～「家族」に関する「神話」と実態～	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺カウンセラー)
4	1 1 月 2 5 日 (土)	児童虐待を考える ～「心」の問題から「社会」の問題へ～	上野 加代子 (徳島大学)
5	1 1 月 2 6 日 (日)	診察室から見える若い女性の生き難さ ～彼女たちの症状が訴えているもの～	亀岡 智美 (大阪府こころの 健康総合センター)
6	1 1 月 2 6 日 (日)	女性が働く時に会う問題 ～人権の視点から見るセクシュアル・ハラスメントとその 対応～	丹羽 雅代 (女性の安全と健康 のための支援教育 センター)
7	1 2 月 9 日 (土)	性暴力・DV被害のアドボカシー ～法制度の現行と問題点～	長谷川 京子 (弁護士)
8	1 2 月 9 日 (土)	性暴力・DV被害と フェミニストカウンセラーの役割	井上 摩耶子 (ウイメンズ・カウンセリング 京都カウンセラー)

〔研究コース〕

理論編を修了し、実際に現場でカウンセリングやケースワークにかかわっている者を対象に、グループに分かれてCRを組み入れながらスーパーバイザーとともに検討した。

定員：45人 全土曜日

	月／日	テーマ	講師
A	2月10日 2月24日 3月3日 計6回	福祉・医療・シェルターなど、ケースワーク的かわりを必要とする現場を持つ人 申込者：14人 受講者：14人	井上 摩耶子 (ウイメンズ・カウンセリング 京都カウンセラー)
B	1月20日 2月17日 3月3日 計6回	女性センター・民間カウンセリングルーム、学校などでのカウンセリングや相談の現場を持つ人 申込者：23人 受講者：13人	川喜田 好恵 (トーンセンター相談 担当コーディネーター)
C	1月20日 2月17日 3月3日 計6回	CR、セルフヘルプグループなどの現場を持つ人 申込者：13人 受講者：10人	加藤 伊都子 (フェミニストカウンセリング 堺 カウンセラー)

3 啓発学習事業

男女共同参画社会の実現のために、ジェンダー問題解決のための啓発活動を行うとともに自主的な学習活動を支援した。

(1) 女性問題啓発講座の開催

ジェンダー問題に対する正しい理解と認識を深めるための各種講座を開催した。

ア ライブセミナー～女性と仕事～

いろいろな分野で活躍している女性を講師として招き、仕事の現場での生の声を聞くことにより、女性が働き続けることを応援していく講座を開催した。

定員：各 50 人 延参加者数：228 人

	月／日	テーマ	講 師	申込者数	参加者数
1	5 月 20 日 (土)	キャリア・コンサルタントの仕事	(株)ライフキャリアデザイン・アソシエツ 代表取締役 荒金雅子	107	84
2	7 月 8 日 (土)	税理士の仕事	新居誠一郎税理士事務所 税理士 西田真由美	65	44
3	9 月 14 日 (土)	子どもに関わる仕事	(社) 子ども情報研究 センター 所 長 田中 文子	52	34
4	2 月 24 日 (土)	食と肌の関係をテーマにした広報の仕事	日本ケロッグ (株) / 広報室 課長/栄養 PR マネージャー/ 博士 (栄養学) 井出 留美	69	48
5	3 月 15 日 (木)	ダンサーの仕事	ダンサー 北村 成美	31	18

イ 男女共同参画施策に関わる職員のためのプログラム

平成 12・13 年度の調査研究事業により完成したプログラムを基とし、初めて男女共同参画施策に関わる職員を対象に、ジェンダーの視点を高め、参加体験型学習などを通じた研修のプログラムを提供した。

定員：30 人 申込者数：54 人 延参加者数：210 人

	月／日	テーマ／講師
1	6月1日（木）	世界の流れ・日本の動きを知る 田上 時子（ドーンセンター事業担当コーディネーター）
2	6月8日（木）	女性相談とは ～相談事業からみえる女性施策のABC～ 川喜田 好恵（ドーンセンター相談担当コーディネーター）
3	6月15日（木）	女性情報とは ～その特徴と活用方法～ 木下 みゆき（ドーンセンター情報担当コーディネーター）
4	6月22日（木）	講座の企画 仁科 あゆ美（ドーンセンター企画推進グループ専門員）
5	6月29日（木）	講座の広報・運営 仁科 あゆ美（ドーンセンター企画推進グループ専門員）

ウ 男女共同参画施策に関わる職員のためのプログラム Part 2

女性センター及び男女共同参画関係課で市民やNPOとの協働事業を担当する職員が、協働相手とよりよいパートナーシップを築き、担当職員としての専門性を高めながら、男女共同参画社会を推進するための必要なスキルを身に付けることをめざす研修プログラムを提供した。

定員：20人 申込者数：8人 延参加者数：18人

	月／日	テーマ／講師
1	3月7日（水）	・女性／男女共同参画センターにおける協働事業の意義について ・市民・NPOとのより良いパートナーシップのために ① コミュニケーション力をつける 田上 時子（ドーンセンター事業担当コーディネーター）
2	3月7日（水）	・市民・NPOとのより良いパートナーシップのために ② ファシリテーター力をつける 川中 大輔（シチズンシップ共育企画 代表・ファシリテーター）
3	3月14日（水）	ケーススタディ *八尾市 *岸和田市立女性センター

エ 世界を知るシリーズ

	月／日	テーマ／講師
Part 1	9月14日（木）	「ノルウェーに学ぶ ～男女共同参画政策、少子化対策、次世代育成支援～」 世界一の男女平等国・ノルウェーにおける男女共同参画政策、少子化対策、次世代育成支援などについて、先進の取り組み事例を学んだ。

		講 師：アルニ・ホーレ（ノルウェー王国子ども・平等省 家族・男女共同参画局長） 通 訳：中村艶子（同志社大学言語文化教育研究センター助教授） 協 力：ノルウェー王国大使館 ところ：特別会議室 定 員：50人 申込者数：130人 参加者数：96人
Part 2	9月23日 (木)	「私のオーストラリア ～ローラが報告する“オージー”たちの仕事と暮らし～」 女性の社会進出が進み、男女平等をめざすための法律も整備されているオーストラリアの実情をふまえ、ワーク・ライフ・バランスの視点から、人々の生活が紹介された。 講 師：ローラ・デールズ（南オーストラリア州立大学助教授） ところ：大会議室2 定 員：50人 申込者数：80人 参加者数：65人
Part 3		「女性が活きる社会のしくみを学ぶ」 情報ライブラリー (ブックフェア)
Part 4	平成19年 2月21日 (水)	「スウェーデン映画「ダブルシフトーパパの子育て奮闘記」の上映とワークショップ」 映画「ダブルシフトーパパの子育て奮闘記」＜スウェーデン/2004年/監督：マリア・エッセン/87分＞を鑑賞後、職場等での研修に活用できるようなワークショップを体験する。 ところ：特別会議室 ファシリテーター：田上時子（ドーンセンター事業担当コーディネーター） 対 象：事業主、企業の人事・研修担当、職場内の男女共同参画推進担当など 後 援：スウェーデン大使館 定 員：40名 申込者数：26人 参加者数：23人

カ「私」から仕掛けるための就活講座

月／日	テーマ／講師
12月14日 (木)	～自分らしい就活にこだわった2人の先輩を招いて～ 就職活動中、あるいは就職活動について考えている人が、ジェンダーにとらわれず、社会に出ること、働くことについてポジティブにとらえられるよう、先輩の事例を紹介し、「生き方・働き方」を考える場を提供した。 ところ：中会議室3 対 象：現在就職活動中、あるいは就職活動について考えている10代後半～20代前半の方 ゲスト：西出裕子（関西共同印刷所営業部） ゲスト：松村和彦（京都新聞社報道局写真報道部記者） コーディネーター 川中大輔（シチズンシップ共育企画 代表・ファシリテーター） ところ：中会議室3 定員：30人 申込者数：11人 参加者数：12人

キ 企業向け研修セミナー①②

事業主及び企業で働く人を対象に、先進事例や現状を紹介し、職場における男女共同参画を推進するための方法を考える講座を開催した。

月／日	テーマ／講師
平成19年 2月3日(土)	研修セミナー① 働く女性のためのセミナー「私の働き続け方、働きつなぎ方」 先輩女性の体験談をもとに自分らしくはたらくことについて考えるセミナーを開催した。 また参加者同士のネットワークも促進した。 パネリスト：伊藤みどり（積水ハウス㈱女性活躍推進グループ） 垣内富貴（㈱東急スポーツオアシスCSグループ） 中村裕子（大阪商工会議所地域振興部） コーディネーター：八木早希（㈱毎日放送アナウンサー） ところ：大会議室1 定員：働く女性50人 申込者数：70人 参加者数：50人
2月21日(水)	研修セミナー② 「スウェーデン映画「ダブルシフトーパパの子育て奮闘記」の上映とワークショップ」再掲 ファシリテーター：田上時子（事業担当コーディネーター） ところ：特別会議室 定員：40名 申込者数：26人 参加者数：23人

ク 学校教員のためのワークショップ「男女共同参画の視点による教材づくり～現代写真を活用して～」

定員：小・中・高校の教員30人 申込者数：38人

延べ参加者数：68人

月／日	テーマ／講師
平成19年 3月30日(金)	広告、ポスターなどの現代写真を読み解く視点を身に付け、授業やHR、人権学習などで活用できる教材を作成するワークショップを開催した。 講師：小林美香（写真研究家） ファシリテーター：加藤育子（大阪府立茨木高等学校教員） 升間晶子（大阪府立東百舌鳥高等学校教員） 後援：大阪府教育委員会 ところ：大会議室2

(2) ウィメンズフォーラムの開催

男女共同参画社会づくりを進めるドーンセンターの設立趣旨を広くPRするため、ホールにおいてウィメンズフォーラム2006を開催した。

世界の中でも際立って少子高齢化が進む日本と韓国（2005年の合計特殊出生率、韓国（1.08）日本（1.25）世界最低水準）であるが、両国の女性をとりまく社会の状況などについては、あまり知られていない。日韓の女性ジャーナリストの視点を通し、両国の社会事情など相互理解に資するシンポジウムや「NPO/NGO活動」「女性の表現」をテーマにした分科会を実施した。

とき 平成18年12月9日(土)

	テーマ／講師
シンポジウム	日韓女性ジャーナリストトークセッション 「変容する社会と女性」 パネリスト：川名 紀美 (朝日新聞論説委員副主幹) パネリスト：アン・ヘリ (中央日報 経済証券担当) コーディネーター：中村 艶子 (同志社大学言語文化教育センター准教授) 大阪府女性基金プリムラ賞受賞者あいさつ ところ：ホール 定員：500人 申込者数：105人 参加者数：115人
分科会プログラム1	「韓国の女性NPO/NGO活動に学ぶ」 ゲスト：チェ・ミョンスク (韓国女性民友会) 進行役：森屋裕子 (世界女性会議ネットワーク関西) ところ：特別会議室 定員：50人 申込者数：21人 参加者数：30人
分科会プログラム2	「韓国の映画界を女性の視点でみる」 ゲスト：キム・ソナ (Women in Film Korea) 進行役：仁科あゆ美 (ドーンセンター企画推進グループ専門員) ところ：視聴覚スタジオ 定員：50人 申込者数：38人 参加者数：24人

4 女性の能力開発・ネットワークに関する事業

女性の社会参加・参画を促進するため、女性の能力の開発・育成に必要な講座等の開催や女性グループ・NPO活動の支援事業を行った。

(1) 女性グループ・NPOのための公共領域を担う力をつけるセミナー

ア「女性グループ・NPOのための公共領域を担う力をつけるセミナー Part1
【行政との協働】」

今、多くの自治体で「行政とNPOとの協働」の指針やガイドラインを作成して、NPOとの協働が進められている。男女共同参画社会の実現をめざすべく、行政とNPOがより相乗効果を生み出す協働事業を進めていくための基礎知識を身につける講座を開催した。

定員：20人 申込者数：25人 延参加者数：47人

月／日	テーマ／講師
9月28日(木)	行政組織を知り、協働事業をすすめる ～企画から契約実務までの基礎知識～ 講師：阿部 圭宏 (NPO 法人市民がさえる市民活動ネットワーク滋賀)
10月5日(木)	行政への提言力・交渉力をつける 講師：田上 時子 (ドーンセンター事業担当コーディネーター)

イ 「女性グループ・NPOのための公共領域を担う力をつけるセミナー Part2
(NPOによる施設管理のケーススタディ)」

公共施設を指定管理者として管理運営業務を担っているNPOを迎え、日常業務の中で見えてきたこと、今後に向けての課題や展望など現場の声を聞くセミナーをシンポジウム形式で実施した。

定員：20人 申込者数：25人 参加者数：26人

月/日	テーマ/講師
10月26日 (木)	パネリスト 織田 元樹 (NPO 法人 ボラみみより情報局 代表理事/ なごやボランティア・NPOセンター所長) パネリスト 立石美佐子 (NPO 法人 北摂こども文化協会理事長/池田 市立水月児童文化センター マネージャー) コーディネーター 山本麗子 (NPO 法人 ZUTTO理事/ 前 NPO 法人 宝塚NPOセンター事務局次長)

(2) 女性と仕事創発事業

女性のチャレンジ支援の一環として、女性の就労等を支援するための連続講座及び公開シンポジウムを、NPOとの協働により実施した。

現在、働く女性のエンパワメントは多様に行われるようになってきた。
そこで、自分たちで問題点を見つけるだけでなく、問題点を掘り起こし改革していく力をつけ、ハッピーキャリアへの処方箋をつくり、会社の中でも、地域でもメンターとなるべく実力をつけるセミナーを行った。

定員：140名 申込者数：80人 参加者数：75人

月/日	テーマ/講師
9月16日(土)	ハッピーキャリアシンポ 大石友子(京都学園大学教授): コーディネーター 明浄太津子(マネジメントサポート代表) 吉田珠江(ダイバーシティ&キャリアデザイン研究所所長) 重原惇子(NPO参画プラネット常任理事) 水島陽子(朝日新聞社広告局) 柴山 純(ハッピーキャリアインストラクター) ところ: 特別会議室
Aコース 9月23日(土) 9月24日(日) 9月30日(土)	*ハッピーキャリアセミナー 内 容 わたしにできる幸せマネジメント 講師 大石友子 技術職の女性活躍 講師 奥瓊子(クリン化成(株)人材部) コーディネーター 柴山純 ハッピーキャリアのレシピづくり 講師 女性と仕事研究所スタッフ ハッピーキャリアの5原則 講師 野村浩子(日経ウーマン編集長) ところ: 中会議室
Bコース 10月21日(土) 10月28日(土) 10月29日(日)	*ハッピーキャリアセミナー 内 容 わたしにできる幸せマネジメント 講師 明浄太津子 NPOとキャリア 講師 重原惇子 コーディネーター 柴山純 ハッピーキャリアのレシピづくり 講師 女性と仕事研究所スタッフ 「自分探し」は意味がない 講師 佐藤友美子(サントリー株式会社 次世代研究所部長) ところ: 中会議室

5 調査研究事業

NPOとの協働を円滑に推進するための専門的な役割を担う「NPOとの協働専門委員会」を理事会のもとに設置し、「面接相談のNPOとの協働の実施」などについて協議を行った。「電話相談のNPOとの協働の実施」にあたっては、企画提案公募を行い選考委員会で協働相手先を選考した。また、18年度NPOとの協働評価と提言について理事長に報告した。

(1)「NPOとの協働専門委員会」の運営

(ア) 委員

- ・肥田 和子 (元堺市男女共同参画推進担当部長)
- ・丸本 郁子 (大阪女学院短期大学名誉教授)
- ・奥村 睦美 (関西広域連携協議会 主任調査役)
- ・石井 布紀子 (有限会社 コラボねっと取締役)
- ・松田 隆雄 (大阪府生活文化部副理事兼男女共同参画課長)
- ・中 美子 ((財)大阪府男女共同参画推進財団事務局長)

(イ) 開催状況

委員会

平成18年6月22日、7月11日、8月17日、9月14日、10月19日、
11月16日 平成19年1月18日、2月22日、3月22日

協催・広報ヒヤリング

平成18年11月28日

情報ライブラリーヒヤリング

平成19年1月18日

相談面接ヒヤリング

平成19年2月22日

17年度報告書提出

平成18年5月26日 (前任委員会)

18年度報告書提出

平成19年3月30日

(2) 選考委員会の設置

【電話相談】平成19年度以降3年間の委託

(ア) 委員

- ・肥田 和子 (元堺市男女共同参画推進担当部長)
- ・奥村 睦美 (関西広域連携協議会 主任調査役)
- ・吉岡 重彰 (大阪府生活文化部男女共同参画課課長補佐)
- ・中 美子 ((財)大阪府男女共同参画推進財団事務局長)
- ・川喜田好恵 (ドーンセンター相談担当コーディネーター)

(イ) 開催状況

公募期間 平成18年11月1日から12月1日

説明会 平成18年11月14日

書類受付期間 平成18年11月14日から12月1日

ヒヤリング 平成18年12月13日

選考委員会 平成18年12月13日

(ウ) 委託先

特定非営利活動法人 心のサポート・ステーション

6 文化表現事業

女性による文化・表現活動を支援するとともに、女性に対する固定的なイメージや社会意識の変革をめざす映像作品の上映や、舞台芸術作品の公演等を行った。

(1) 女性映像フェスティバル2006

女性の視点による映像文化の発展と映像分野への女性の参画の促進を図るため女性監督作品等の上映を行う。

	月／日	テーマ
Part1	10月9日 (土)	～日本の女性監督が“女性”を描く～ 作品：「かもめ食堂」＜日本／2005年／1時間42分／ 脚本・監督：荻上直子＞ 「無名の人～石井筆子の生涯～」＜日本／2006年／87分／ 監督：宮崎信恵＞ 協力：フィンランド政府観光局 後援：大阪府教育委員会 会場：ホール ～新作・海外女性監督ビデオ作品上映 「壺～イスラム社会を生きる女性たち～」 ＜2005年／シリア／12分／監督：ディヤーナ・エル＝ジェルーディ＞ 「心の旅路～わたしの家族の物語～」 ＜2003年／スイス／32分／監督：ヤエール・パリッシュ＞ 「働く女性の60年」 ＜2005年／日本／53分／企画・製作・著作：大阪府・(財)大阪府男女 共同参画推進財団＞ ところ：視聴覚スタジオ 延参加者数：556名
Part2	12月8日 (金) ～10日 (日)	～韓国女性監督ドキュメンタリー作品集～ 作 品 「天日干し赤唐辛子を作る」 ＜韓国／1999年／59分／脚本・監督：チャン・ヒソン＞ 「家族プロジェクト：父の家」 ＜韓国／2002年／52分／監督：チョ・ユンギョン＞ 「居留一南の女」 ＜韓国／2001年／75分／監督：ソハ＞ 「農家に還る」 ＜韓国／2004年／85分／ 監督、編集、ナレーター：クオン・ウジョン＞ 「別れ」 ＜韓国／2001年／84分／監督・脚本・撮影・製作：ファン・ユン＞ 「塵に埋もれて」 ＜韓国／2002年／83分／監督・編集・ナレーター・ 製作：イ・ミヨン＞ 「NoGaDa／土方」 ＜韓国／2005年／89分／監督：キム・ミレ＞ ところ：視聴覚スタジオ 延参加者延：148名

(2) 女性グループ・NPOのための活動PRビデオ制作講座

～いま、広報ツールは紙から映像へ～

パソコンやデジタルビデオカメラを活用し、女性グループの活動を効果的にPRするための企画からカメラワーク、編集、そして情報発信のノウハウを学んだ。

ところ：中会議室・編集室・情報ライブラリービデオグループブース

定員：15団体 申込者数：4団体7人 受講者数：7人

	月／日	テーマ
1	7月25日(火)	番組制作についての基礎① カメラワークを学ぼう／シナリオを作ろう
2	8月1日(火)	番組制作についての基礎② シナリオを完成させよう
3	9月1日～3月11日の(火) ～(木)(日)のうちで3日間 予約制	映像編集 各団体3日間 各グループ個別に編集作業をサポートします。
4	3月13日(火)	作品上映会&交流会

(3) 第12回女性芸術劇場

女性の手による女性の視点を持った舞台芸術公演の開催。

男女共同参画の視点によるより創造的な舞台芸術表現をめざし、表現者の方々と協働して企画・プロデュースしていくため、「女性芸術劇場」をリニューアルし、上演者・団体を公募した。

	演目	月／日	劇団名	会場	参加者
1	「蝕卓讃歌」	3月10日(土) ～11日(日)	満月動物園	ホール	426人
2	「髪結いの女たち」	3月16日(金) ～17日(土)	ユニット美人	パフォーマンススペース	187人
3	朗読劇「マヤ」 演劇「小さな原っぱ の小さな家の小さな戦争の話」	3月25日(日)	プロジェクト [u ;]	ホール	447人

(4) 女性の若手表現者支援事業

第1回ウィメンズ・アーティスト展覧事業「稲垣智子展」I期

女性の若手表現者を支援する展覧会を開催した。

現代美術作家・稲垣智子が、映像インスタレーションで表現した。

日時：平成19年3月24日(土)～3月31日(土)

会場：プール跡地(B1F)

後援：財団法人大阪21世紀協会

協賛：株式会社ソフマップ、株式会社野木、ヒビノ株式会社

協力：大阪府立現代美術センター

(5) 海外女性監督ビデオ作品の収集・加工

わが国で未公開の女性監督のドキュメンタリー等を独自に収集し、日本語に翻訳加工して、ライブラリーで視聴・貸出サービスを行い、広く府民の活用を図る。

また、行政、学習・教育機関や団体・グループ等の研修教材として活用できるように販売も行った。

作品名	監督	製作年	製作国	時間	種別
UMMA	チョン・ホヒョン	2005	韓国	58分	ドキュメンタリー

7 国際交流事業

(1) 海外向け英文情報誌「DAWN」の発行

ドーンセンターの知名度を高め、情報集積を促進するとともに、センターの活動や日本の民間レベルの女性問題情報を海外に発信するため、海外向け情報誌をNPOと協働で発行した。

- ・発行時期 平成18年12月
- ・部数 3,000部
- ・規格 A4版 12頁
- ・配付先 海外120カ国（政府・国際機関、NGOなど約350カ所）
国内250カ所（女性関係施設、図書館など）
- ・全体テーマ 「女性と表現」

ページ	内 容	執筆者
p 1～3	「日本映画の今日を担う女性監督たち」	岸野 令子 (キノ・キネ代表)
p 4～5	「女性が描き、女性が読む：少女マンガ（女性マンガ）の描く世界」 多様なテーマで社会を切り取り、写し出す。それがマンガなのです。 インタビュー：漫画家 大山和栄さん	桂 容子 (日本女性学研究会) インタビュー
p 6	ドキュメンタリーの新地平をひらいた「Dear Pyongyang」 インタビュー：ヤン・ヨンヒさん（映画監督）	インタビュー
p 7	コラム：「女の気持ち」50年	山崎 友記子 (毎日新聞社学芸部記者)
p 8～9	多方面で活躍する女性表現者たち（4名） 澤田知子さん（写真家） くまざわあかねさん（落語作家） 上田假奈代さん（詩人）	インタビュー
p 10	「AKIKOの平和、平等を表現する女性たち」 ～与謝野晶子倶楽部の活動と吉岡しげ美～	井上 史 (与謝野晶子 倶楽部常任理事)
p 11～12	女性による女性のための舞台芸術 ～ドーンセンター「女性芸術劇場」からみた女性表現者たち～	仁科あゆ美 (ドーンセンター)

(2) 海外女性ネットワーク事業

海外女性のNGO・NPOとの交流を深め、共通する課題の解決や女性の地位向上について協力できる関係を築いていくため、日本の女性グループ等と連携して、海外女性NGO・NPOとのネットワークづくりを支援する事業を実施した。

フォーラム「韓国と日本の現代写真：女性ディレクターの視点を通して」
平成19年1月20日 場所：パフォーマンススペース 参加者数：56名
日本ではほとんど馴染みのない韓国の現代写真シーンについて現場に関わる専門家の女性らが意見交換をした。

第一部<リレートーク>
「大阪の写真専門ギャラリーのオーナーディレクターとして感じること」綾智佳
「韓国の文化政策がアート関係者にもたらすもの」パク・ヨンスク
「韓国の現代写真」韓錦炫
「近現代美術史にジェンダーの視点を加えて」北原恵
「コミカル&シニカルのみどころ」小林美香
司会：中西美穂

第二部<意見交換>

8 協催事業

NPOとの協働モデル施設として、ドーンセンターを利用してNPO等が行う男女共同参画社会の実現にむけた啓発事業で、協働することにより、事業効果やグループ活動の活性化につながる企画提案に対して、外部委員も参画した選考審査を経て事業支援を行う協催事業を実施する。

(1) 選考委員会の開催

18年度上半期事業 平成18年1月31日
18年度下半期事業 平成18年6月13日

(2) 協催実施状況

	開催(予定)日	テ ー マ	開催場所	協催相手	参加人数 (延べ)
1	5月10日(水)	映画上映&トーク「ガーダ パレスチナの詩」	ホール	シネ・ヌーヴォ	108人
2	5月26日(金) 6月23日(金) 7月14日(金)	行列のできる講座と思わず手にとる チラシの作り方	特別会議室 大会議室 3 大会議室 1	コマーシャル の中の男女役 割を問い直す 会	217人
3	5月28日(日) ～3月25日(日) 第4日曜(全11 回)	燃えつきないで教師を続けるために つながり、学びあいましょう!	中会議室 3	女性が教師として 働き続けるた めに「Breeze～ 風」	192人
4	6月10日(土) 6月11日(日)	2006年度日本女性学会大会	ホール他	日本女性学会	300人

5	6月10日(土)～7月1日(土) 毎土曜日(全4回)	不登校の子を持つお母さん自分を責めないでーつながりをつくりましょーう！	大会議室1	不登校・ひきこもりの子をもつ親の会「カモミール」	185人
6	7月1日(土)～10月14日(土) (全6回)	男女共同参画のための演劇ワークショップ	視聴覚スタジオ他	非暴力ねっとわーく	84人
7	7月5日(水)	DVD上映&講演 「海霊の宮ー石牟礼道子の世界」	ホール	㈱藤原書店	99人
8	9月21日(木)～3月15日(木) (全4回)	私たちはこんな番組を視たい 創りたい！ ～企画から発信までやってみます！～ 実践講座	視聴覚スタジオ	放送と女性ネットワーク in 関西	81人
9	9月23日(土)	セクシュアリティと人権	パフォーマンススペース	QWRC	170人
10	10月14日(土)	地域でまもるあなたの権利！ ～高齢者の権利擁護と地域包括支援センターの役割～	大会議室2 他	高齢社会をよくする女性の会・大阪	159人
11	10月15日(日)	ヒーリング音楽祭	ホール	(特活)日本ヒーリング音楽協会	180人
12	11月4日(土)11月5日(日)	DV 被害者支援・サポーター養成講座	視聴覚スタジオ	いくの学園	94人
13	11月10日(金)	イプセン没後 100 年記念「人形の家 2006」	ホール	「人形の家 2006」プロジェクト	350人
14	11月18日(土)	男女雇用機会均等法 20 年と私たちアンバランスからジャンプ！	特別会議室	働く女性の人権センターいこ☆る	53人
15	11月19日(日)～3月18日(日) (全3回)	しなやかに生きるシングルマザー！ ～先輩当事者と話して元気になろう～	中会議室1	(特活)しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西	12人
16	11月25日(土)	女性の権利・子どもの権利 フィンランドから学ぶ	パフォーマンススペース	社団法人子ども情報研究センター	107人
17	12月3日(日)	ひとり芝居「晶子」	パフォーマンススペース	とりの会	104人
18	1月20日(土)	フォーラム「韓国と日本の現代写真：女性ディレクターの視点を通して」	パフォーマンススペース	「韓国女性の視点による現代写真」実行委員会	56人
19	1月21日(日)	ゆったり、元気に、パワフルに～ストレス・マネジメントのためのワークづくり～	特別会議室	(特活)心のサポート・ステーション	61人
20	1月28日(日)	リブの妹たち、リブの娘たちへ～女の人生本音で行こう	パフォーマンススペース	(特活)日本フェミニストカウンセリング学会所属 CR 研究会	150人

9 広報事業

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、「DAWN～おおさか発女と男の情報誌～」の発行やホームページ (<http://www.dawncenter.or.jp/>) ほか、センター主催事業のチラシ等を作成し、各種媒体を用い広報活動を行った。

(1) 情報誌『DAWN』～おおさか発女と男の情報誌～の作成

ドーンセンターと大阪府と共同編集でドーンセンター主催講座・イベントの案内グループの活動紹介、センター施設紹介、行政情報等を内容とする情報誌を作成し、都道府県をはじめ府内外の女性関連施設、市町村女性政策関連行政機関、図書館等に配付した。

- ・発行時期 6・9・12・3月
- ・部 数 20,000部
- ・規 格 A4版 12ページ

(2) 利用案内パンフレット等の作成

ドーンセンターの設置目的、施設概要、主催事業などの周知を図り、センターの利用と事業への参加を促進するため、施設利用パンフレット、センター主催事業のちらし、ドーンセンタービデオ販売用パンフレット等を作成した。

10 他機関との連携事業

(1) 平成18年度講師派遣

主催者の要請により、下記のとおり講師を派遣した。

日 時	主催者	内 容
8月22日(火)	大阪府高等学校図書館研究会 (共催：大阪府教育委員会)	平成18年度学校図書館担当者夏期研修会「ドーンセンターにおける情報ライブラリーの役割」
9月27日(水)	香川県教育委員会事務局 生涯学習課	平成18年度男女共同参画専門講座 ②「男女共同参画施設の情報収集」 ③「インターネット情報の活用術」
10月18日 (水)	近畿地区私立短期大学図書館 協議会	平成18年度近畿地区私立短期大学図書館協議会第2回研修会「ドーンセンター情報ライブラリーの役割」
10月11日 (水)	独立行政法人国立女性教育会館	平成18年度女性のチャレンジ支援アドバイザー等研修 「アドバイザーの役割とは？」 「女性一人ひとりのニーズに合わせた、アドバイスと支援方策とは？」 「情報のワンストップ・サービス」
11月9日(木)	堺市男女共同参画推進課	ライフクリエイター養成講座⑩「情報とのつきあい術：軽やかな活用をめざして」
11月22日 (水)	大阪府立茨木高等学校	1・2年人権行事 「オンナとオトコのバリアフリー」
平成19年 2月6日(火)	独立行政法人国立女性教育会館	アジア太平洋地域の女性リーダーエンパワーメントセミナー「Library Services for the Women's Empowerment: Activities of the Library」

2月7日(水)	あいち男女共同参画財団	情報社会の勝ち組になる！②「情報探しにはコツがある！：ほしい情報は、どこにある？」
3月23日(金)	NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか	静岡市女性会館図書館コーナースタッフ研修

(2) 大学との連携事業

ア 大阪経済大学 人間的実学講座「女性のキャリア形成サポートセミナー」

日 程	テーマ／講師
11月25日(土)	女性をとりまく現代の社会事情 ～元ジャーナリストの視点から～ 時岡禎一郎(大阪府男女共同参画推進財団理事長)
12月2日(土)	世界を舞台に生きる女性たち 田上時子(ドーンセンター事業担当コーディネーター)
12月9日(土)	女性のライフサイクルとキャリア形成 川喜田好恵(ドーンセンター相談担当コーディネーター)
12月16日(土)	キャリア形成をめざす女性のための情報活用術 木下みゆき(ドーンセンター情報担当コーディネーター)
平成19年 1月13日(土)	ワークショップ 木下みゆき(ドーンセンター情報担当コーディネーター)
1月20日(土)	さまざまなキャリアの軌跡 ～ドーンセンターからみえること～ 仁科あゆ美(ドーンセンター企画推進グループ専門員)

イ 大阪府立大学女性学研究センターとの共催事業

「大阪の女性労働—現状と課題—」

男女共同参画社会基本法が施行されて7年目、大阪府男女共同参画推進条例も5年目を迎え、働く女性は増加したが女性を巡る労働環境は今も厳しい状況にある。非正規雇用の拡大、起業、NPOなどフルタイム雇用や自営業での働き方など女性の働き方は変化しつつも、アンペイドワーク、労働年齢階層別就業曲線のM字の落ち込み、とりわけ大阪府はその落ち込みが深いと指摘されているなどの現状をふまえ、大阪において女性労働問題にさまざまな立場から取り組んで来られた方々をスピーカーとして招き、多様化する女性労働の現場と課題をめぐってリレートークし、相互理解と問題意識の共有を図った。

と き：平成18年12月16日(土) 10:30～17:00

会 場：特別会議室

定 員：90名 申込者数：77人 参加者数：77人

共 催：大阪府立大学女性学研究センター

	テーマ
内 容 「大阪の女性労働 — 現状と課題 —」	基調講演「女性労働の今日的課題を考える」 竹中恵美子(ドーンセンター館長) 報告「条例及びプランに基づく大阪府の取組について」 松田隆雄(大阪府生活文化部男女共同参画課長)

《リレートーク》	【第1部：現状をどうみるか】 「さまざまな調査から見た大阪の女性労働」 伊田久美子（大阪府立大学女性学研究センター主任） 「近年の女性雇用労働の動向―非正規化を中心に」 三山雅子（同志社大学社会学部助教授）
《リレートーク》	【第2部：女たちの運動と労働の新たな展開】 「労基法改悪阻止と均等法制定前後の大阪の運動」 伍賀偕子（元大阪総評オルグ/関西女の労働問題研究会） 「住友裁判とCEDAWと均等法」 正路怜子（WWNワーキング・ウィメンズ・ネットワーク会長） 「均等待遇要求と非正規労働運動」 赤羽佳世子（働く女性の人権センターいこ☆る運営委員） 「NPOにおける女性労働の課題」 田上時子（NPO法人女性と子どものエンパワメント関西理事長）
《リレートーク》	【第3部：生活と労働のさまざまな現場から】 「母子家庭の現状と女性労働」 中野冬美（NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西理事） 「部落女性の労働問題」 塩谷幸子（部落解放同盟大阪府連合会副委員長・女性部長） 「在日女性の労働問題 ― 在日朝鮮人女性実態調査から浮かび上がる複合差別の実態」 梁 優子（アプロ女性実態調査プロジェクトメンバー）

1 1 登録団体制度

男女の自立とあらゆる分野への参加・参画を促進することを目的として、ドーンセンターを定期的に利用するグループを利用者団体として登録し、優先的にセンターを利用できるよう、一般の利用申込受付に先立って、利用申込を受け付ける制度を実施した。

・登録団体数 159団体・グループ（平成19年3月31日現在）

1 2 視察対応

全国の行政機関、女性団体・グループ及び海外からの視察を受け、センター設立の趣旨・目的並びに事業概要の説明を行った

	行政関係		各種団体		その他		合 計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
18年度	15	344	4	88	8	68	27	500
17年度	12	110	6	48	5	11	23	169

平成18年度 ドーンセンター主催事業・イベント実施一覧

<定例業務を除く>

2007年3月31日 現在

①NPOへの全面委託・②事業実施委託・③事業一部委託・④自主事業への支援																			
事業体系	講座名	区分	協働区分	参加人数	回数	会場	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
情報ライブラリー事業	情報活用講座	補助	②	53人	5回	セミナー室			17日・24日	1・8・15日									
	情報担当者ネットワーク会議	受託		延べ101人	4回	中会議室					23日	6・14・20日							
	ホンのおしゃべり	受託		26人	2回	グループブース										19日			
	ビデオ上映会	受託		581人	12回	グループブース	27日	25日	29日	22日	31日	28日	26日	16日	21日	25日	22日	29日	
	企画展示	受託	①	—	1回	ライブラリー										31日●	●26日		
相談事業	女性の社会参画のための人間関係講座〈アサーション・トレーニング〉	補助		42人	16回	大・中会議室							14日・21日	グループワーク 6回×20	2日				
	フェミニスト・カウンセリング専門講座	補助	①	理論72人 研究37人	14回	大・中会議室								11・25・26日	9日	20日	10・17・24日	3日	
	女性のためのカウンセリング講座	受託		72人	10回	大会議室		10日・24日	7日・21日	5日									
	サポート・グループ(外国人のためのディスカッショングループ含む)	受託		延べ583人	20回(中国語・英語) 20回(DV) 9回×4G・8回×1G	特・ト・ カンパニク'ルーム	15日	20日 月2回程度実施	17日	15日	19日	16日	21日	18日	16日	20日	17日	17日	
	女性関係相談事業担当者研修講座	受託		延べ284人	4回	大会議室					30日	6日・13日							
啓発学習事業 (20コマ)	ライブセミナー 41回 「キャリア・コンサルタントの仕事」	受託		84人	1回	大会議室		20日											
	ライブセミナー 42回 「税理士の仕事」	受託		44人	1回	大会議室				8日									
	ライブセミナー 43回 「子どもに関わる仕事」	受託		34人	1回	大会議室						16日							
	ライブセミナー 44回 「食と肌の関係をテーマにした広報の仕事」	受託		48人	1回	大会議室											24日		
	ライブセミナー 45回 「ダンサーの仕事」	受託		18人	1回	大会議室												15日	
	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラムpart1	受託		延べ210人	5回	大会議室			毎週木曜日										
	男女共同参画施策に関わる職員のための研修プログラムpart2	受託		延べ12人	3回	中会議室												7・14日	
	企業向け研修セミナー(私の働き続け方、働きつなご方・スウェーデン映画に学ぶ)	受託		75人	2回	大会議室											3・21日		
	教員向け研修(男女共同参画の視点による教材づくり)	受託		延べ68人	2回	大会議室												30日	
	女性問題啓発講座他テーマ「若者向け講座」(私から仕掛けるための就活講座)	受託		12人	1回	中会議室									14日				
	女性問題啓発講座他(テーマ「世界を知るシリーズ」)	受託		161人	2回	大会議室						14日・23日							
	啓発学習事業	ウィメンズフォーラム	受託		169人	1回	ホール他									9日			
能力開発ネットワーク事業	チャレンジ支援プログラム-1「女性?グループ・NPOのための公共領域を担う力をつけるセミナー」	補助		73人	2回	中会議室						28日	5日・26日						
	チャレンジ支援プログラム-2「ハッピーキャリアシンボ・セミナー」	補助	①	75人	7回	特別・中会議室						10・27・28・29日	21・28・29日						
調査研究事業	NPOとの協働推進専門委員会の運営	補助			9回	財団会議室他			22日	11日	17日	14日	19日	16日		18日	22日	22日	
	事業評価に関する調査研究事業	補助			随時														
	協働事業選考委員会の開催	補助			2回	財団会議室他			13日								8日		
文化表現事業	女性映像フェスティバル Part 1	補助		556人	1回	ホール・スタジオ							7日						
	女性映像フェスティバル Part 2	補助		148人	1回	スタジオ									8日・10日				
	女性芸術劇場	補助	②	延べ1000人	3回	ホール 他												10日～25日	
	女性の若手表現者支援	補助		166人	1回	プール跡地												24日～31日	
	海外女性監督ビデオ作品の収集・加工	受託	①																
	ビデオ制作講座	補助	①	4団体						25日	1日							13日	
国際交流事業	英文情報誌「DAWN」の発行	補助	①		1回										2006年号発行				
	海外女性ネットワーク事業	補助		④ 56人	1回											20日			
広報事業	情報誌「DAWN」の発行(各回2万部)	受託			4回				夏号			秋号			冬号			春号	
協働事業	1. 2006年度日本女性学会大会	補助	④	300人	2回	ホール他			10・11日										
	2. フォント'の男女共同参画施策、保育・教育事情を学ぶ	補助	④	107人	1回	パフォーマンス								25日					
	3. 女性のためのヒーリング音楽祭	補助	④	180人	1回	ホール							15日						
	4. セクシュアリティと人権	補助	④	170人	1回	パフォーマンス						23日							
	5. 行列のできる講座とチラシのつくり方	補助	④	217人	3回	特別会議室他		26日	23日	14日									
	6. お母さん自分を責めないで!つながりをつくりましょう	補助	④	185人	4回	大会議室			10・17・24日	1日									
	7. 男女共同参画のための演劇ワークショップ	補助	④	84人	6回	視聴覚スタジオ				1・15日	5・26日	9日	14日						
	8. 女性の先生!燃え尽きないで教師を続けるために	補助	④	人	11回	多目的他		28日	25日	23日	27日	24日	15日	26日	24日	28日	25日	25日	
	9. 映画上映&トーク「ガーダ バレスチナの詩」	補助	④	108人	1回	ホール		10日											
	10. DVD上映&講演 海魂の祈りー石牟礼道子の世界	補助	④	99人	1回	ホール				5日									
	11. イブセン没後100年記念「人形の家2006」	補助	④	350人	1回	ホール								10日					
	12. DV被害者支援・サポーター養成講座	補助	④	94人	2回	視聴覚スタジオ								4日・5日					
	13. 改正介護保険法と高齢者虐待防止のものと高齢者権利擁護	補助	④	53人	3回	パフォーマンス他							14日			13日		3日	
	14. 「しなやかに生きるシングルマザー」～先輩当事者と話して元気になろう～	補助	④	12人	3回	中会議室									19日		21日		18日
	15. ひとり芝居「晶子」	補助	④	104人	1回	パフォーマンス										3日			
	16. 均等法20年! 均等法は女性労働者の地位を向上させたのだろうか?	補助	④	53人	1回	特別会議室他									18日				
	17. ゆったり、元気に、バワフルに ～ストレス・マネジメントのためのワークづくり～	補助	④	61人	1回	特別会議室											21日		
	18. 私たちはこんな番組を視たい創りたい ～企画から発信まで女の目線でもやってみます!の実践編～	補助	④	81人	4回	視聴覚スタジオ他							21日		16日		18日		15日
	19. リブの妹たちへ～自分の言葉を取り戻すために	補助	④	150人	1回	パフォーマンス											28日		
	20. フォーラム「韓国と日本の現代写真展:女性ディレクターの視点を通して」(海外)	補助	④	56人	1回	パフォーマンス											20日		
大学との連携事業	大阪経済大学北浜キャンパス「北浜土曜講座」の開催	自主												25日	2・9・16日	13日・20日			
	同志社大学司書課程実習生受け入れ	自主		1人										●	●				
	インターンシップの受け入れ	自主		1人							●		●						
	大阪府立大学女性学研究センター	自主		77人												16日			
大阪府内女性関係施設連絡協議会					3回		25日								3日			1日	

参 考 資 料

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

設 立 趣 意 書

1975年の「国際婦人年」及びこれに続く「国連婦人の10年」を契機として、世界各国では、女性の地位向上や女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けての取り組みが積極的に進められてきました。

我が国においても、男女雇用機会均等法の制定をはじめ国内関係法の整備を行い、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、新国内行動計画を策定し、女性関係施策を推進しております。

大阪府においても第1期、第2期行動計画に続き、平成3年9月には第3期行動計画「女と男のジャンプ・プラン」を策定し、知事を本部長とする大阪府女性政策企画推進本部のもとに女性問題の解決を図るための施策を積極的に推進しております。

大阪が地球時代にふさわしく、人間と自然の調和を保ち、かつ文化の薫り高い国際都市へ発展していくためには、男女が共に人間として尊重され、性差にとらわれることなく、豊かな人間関係のなかで、人生のあらゆる段階で支えあうことのできる社会、即ち、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加・参画に基づく男女協働社会を実現することが不可欠であります。

しかしながら、男女の固定的な役割分担意識はまだ根強く、男女の自立及びあらゆる分野への対等な参加・参画を不十分なものとしています。また、近年における高齢化、情報化、国際化等の急激な進展により、女性問題に係わる新たな課題が生じてきております。

男女協働による真に豊かな社会を実現するためには、行政の力だけで達成できるものではなく、民間においても女性問題の解決に向けて社会的な気運の醸成を図るとともに、企業、民間団体さらには府民一人ひとりが知恵と創意を発揮して積極的な活動を展開することが重要です。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団は、そうした行政並びに府民、民間団体等が連携した多様な活動を効果的に推進するために中心的な役割を果たすとともに、男女の自立とあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するため、情報の収集及び提供に関する事業、能力開発に関する事業、女性の抱える問題に関する相談事業、女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業、調査研究及び啓発学習に関する事業、女性の健康に関する事業及びドーンセンター（大阪府立女性総合センター）の管理運営を行うこと等により、男女協働社会の実現に寄与することを目的として設立するものであります。

財団法人大阪府男女共同参画推進財団

寄 附 行 為

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府中央区大手前 1 丁目 3 番 4 9 号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、大阪府の区域内において、男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進する事業を行い、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (2) 女性の能力開発に関する事業
- (3) 女性の抱える問題に関する相談事業
- (4) 女性の交流の促進並びに文化及び表現活動の支援に関する事業
- (5) 男女の自立並びにあらゆる分野への対等な参加及び参画を促進するための調査研究及び啓発学習に関する事業
- (6) 女性の健康に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業及び施設の管理運営の受託に関する事業
- (8) 前 7 号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 資産、会計及び事業計画

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める

- 2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない場合により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 理事長は、毎会計年度終了後3カ月以内に、事業状況報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事数の3分の2以上の同意を得、かつ、大阪府知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別)

第 15 条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1 人
- (2) 専務理事 1 人
- (3) 理事（理事長及び専務理事を含む。）
10 人以上 20 人以内
- (4) 監事 2 人

(選任)

第 16 条 理事及び監事は、理事会において選任し、大阪府知事の承認を得るものとする。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 専務理事は、理事会の同意を得て理事長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のいずれか 1 名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の 3 分の 1 を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第 17 条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を処理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、業務を議決し、執行する。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 法人の財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会及び大阪府知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(任期)

第 18 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。ただし、理事会において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第 20 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第 4 章 理事会

(構成)

第 21 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 22 条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第 23 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が第 17 条第 4 項第 4 号の規定により、召集したとき。

(召集)

第 24 条 理事会は、理事長が召集する。ただし、前条第 3 項第 3 号の規定による場合は、監事が召集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長が当たる。

(定足数)

第 26 条 理事会は理事数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 28 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を

委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事数
- (3) 出席した理事の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を記載すること。）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、その会議において出席した理事の中から選任された議事録署名人2人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 委員等

(設置)

第30条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ、委員を置き、又は委員会を設置することができる。

- 2 委員の選任、委員会の設置、運営その他必要な事項は、理事会の同意を得て、理事長が別に定める。

第6章 事務局

(設置)

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第32条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を常に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会において理事数の4分の3以上の同意を得、かつ、大阪府知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事数の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の承認のあったとき解散する。

(残余財産の処分)

第35条 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、大阪府知事の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人又は大阪府に寄附するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について必要な事項は、寄附行為に定めるほか、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項から第3項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成7年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

- 1 この寄附行為は、平成6年9月1日から施行する。
- 2 この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

財団法人 大阪府男女共同参画推進財団役員名簿

(平成19年3月31日現在)

	役 員 名	役 職 名
理事長	時岡 禎一郎	元大阪府理事
理 事	伊藤 誠	大阪府生活文化部長
理 事	井村 雅代	大阪府教育委員会委員
理 事	加藤 治子	阪南中央病院産婦人科部長
理 事	河内 鏡太郎	読売新聞大阪本社常務取締役編集局長
理 事	北山 久恵	公認会計士
理 事	佐藤 友美子	サントリー一次世代研究所部長
理 事	関根 秀和	大阪女学院大学学長
理 事	竹中 恵美子	大阪市立大学名誉教授 大阪府立女性総合センター館長
理 事	段林 和江	弁護士
理 事	夏原 晃子	環境造形作家（彫刻家） （社）総合デザイナー協会理事
理 事	早瀬 昇	（社福）大阪ボランティア協会事務局長
理 事	峯岸 とも子	大阪労働局雇用均等室長
理 事	室住 眞麻子	帝塚山学院大学教授
理 事	山本 憲治	関西経営者協会専務理事 事務局長
監 事	上田 理恵子	（株）マザーネット 代表取締役
監 事	林 紀美代	公認会計士

(50音順)

ドーンセンター運営推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大阪府立女性総合センター（ドーンセンター（以下「センター」という。））の機能を十分に活用し、有効かつ円滑な事業運営を図るため、センター館長（以下「館長」という。）の下にドーンセンター運営推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、センターの円滑な事業運営に関して意見及び提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、館長が学識経験者、団体・グループ、利用者等の中から委嘱した委員をもって組織する。

2 委員会に、座長及び副座長をおく。

3 座長は、委員の互選により選任し、副座長は、座長の指名による。

4 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(召集)

第5条 委員会は座長が招集し、座長がその議長になる。

(報酬)

第6条 委員は無報酬とする。ただし、委員には別に定めるところにより費用を弁償することができる。

(部会)

第7条 センターの事業運営に関し、財団理事長から館長を経由して意見を求められた事項を審議するため、委員会に部会を置くことができる。

2 部会員は委員の中から館長が指名する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財団法人大阪府男女共同参画推進財団事務局において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、館長が定める。

附則

この要綱は、平成6年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

ドーンセンター運営推進委員名簿

(平成19年3月31日現在)

氏 名	役 職 名	備 考
秋山 進	特定非営利活動法人 発起塾	
石元 清英	関西大学社会学部教授	
伊田 久美子	大阪府立大学人間社会学部教授	座 長
岩田 塔子	助産婦ネット関西	
宇田 二三子	特定非営利活動法人大阪市難聴者・中途失聴者協会	
木屋村 薫子	グループ ど・すこい	
黒瀬 友佳子	帝人クリエイティブスタッフ(株)女性活躍推進室	
伍賀 偕子	(財)大阪社会運動協会専務理事	
小林 敏子	高齢社会をよくする女性の会・大阪	
小山 琴子	おんなの目で大阪の街を創る会	
正路 怜子	ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク	
中川 俱子	(株)アルプラン	副座長
松尾 園子	弁護士	
森岡 正博	大阪府立大学人間社会学部教授	
諸麦 美紀	朝日新聞 記者	

(50音順)

大阪府立女性総合センター条例

平成6年大阪府条例第1号

(設置)

第1条 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に資するため、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）を大阪市中央区大手前一丁目に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 女性の抱える問題に関する相談を行うこと。
 - (2) 女性に関する情報の収集及び提供を行うこと。
 - (3) 女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進するための講習会、講演会、催物等を開催すること。
 - (4) センターの施設を前号に規定する講習会、講演会、催物等の開催の用に供すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。
- 2 センターは、前項各号に掲げる事業を行うほか、前条の目的の達成に支障のない限り、その施設を府民の健全で文化的な集会、催物等の利用に供することができる。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) センターの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- (2) センターの維持及び補修に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(指定管理者の公募)

第4条 知事は、第6条の規定による指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、公募しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 次条の規定による指定を受けようとするものは、前条の規定による公募等に応じて、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第6条 知事は、前条の規定による申請をしたもののうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第3条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) センターの平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、その管理にかかる経費の縮減を図ることができること。
- (3) 第3条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる能力及び財政的基礎を有すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために必要なものとして規則で定める基準に適合するものであること。

(指定管理者の指定の公示等)

第7条 知事は、前条の規定による指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は住所を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(指定管理者の指定の取消し等)

第8条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は、期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。
 - (2) 第6条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続をすることが適当でないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(利用料金)

第9条 知事は、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、センターを利用しようとするものは、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項の利用料金の額は、指定管理者が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で定めるものとする。ただし、駐車場の利用料金の額は、別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。
 - (1) 利用者が第1条の目的のために利用する場合 別表に掲げる金額
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 別表に掲げる料金に2を乗じて得た額
- 4 前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について知事の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- 7 指定管理者は、知事が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。(平成6年規則第55号で平成6年11月11日から施行。ただし、附則第2項の規定は、平成6年10月31日から施行)

(大阪府立婦人会館条例の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例(昭和38年大阪府条例第6号)は、廃止する。

附 則(平成9年条例第8号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 施行日前にされた大阪府立女性総合センターの利用の承認に係る使用料の額については、第2条の規定による改正後の大阪府立女性総合センター条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に承認を受けた大阪府立女性総合センターの会議室、和室セミナー室、調理室、講師控室、パフォーマンススペース、視聴覚スタジオ、ホール、プール及びフィットネススタジオのこの条例の施行の日以後の利用については、改正前の大阪府立女性総合センター条例第3条から第5条まで、別表第1及び別表第2の規定は、なおその効力を有するものとし、改正後の大阪府立女性総合センター条例第4条、別表第1及び別表第2の規定は、適用しない。

附 則(平成14年条例第24号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第91号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第109号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の大阪府立女性総合センター条例(以下「新条例」という。)第6条の規定による指定及びこれに関し必要な手続きその他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第4条から第6条まで及び第7条第1項の規定の例により行うことができる。

大阪府立女性総合センター条例施行規則

平成6年大阪府規則第93号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府立女性総合センター条例（平成6年大阪府条例第1号。以下「条例」という。）第4条、第5条、第6条第4号、第9条第6項ただし書及び第7項並びに第10条の規定に基づき、大阪府立女性総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することがある。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又はこれらの休館日以外の休館日を臨時に設けることがある。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「休日」という。）（その日が土曜日、日曜日又は月曜日に当たるときは、その日後最初に到来する平日（土曜日、日曜日、月曜日及び休日以外の日という。）

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の制限)

第4条 センターを引き続き7日を超えて利用し、又は同じ月のうち7日を越えて利用することはできない。ただし、駐車場を利用しようとするとき、又は知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の申込み)

第5条 センターを利用しようとするものは、利用申込書（様式第1号）を条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの駐車場を利用しようとする者は、知事が別に定める利用券の交付による承認を受けなければならない。

(指定管理者の公募)

第6条 条例第4条の規定による公募は、次に掲げる事項を示して、府広報により行う。

(1) センターの名称及び所在地

(2) 予定する指定期間

(3) 指定管理者の指定の申請の手続き

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第7条 条例第5条の規定による申請は、指定管理者指定申請書(様式第2号)を提出することにより行わなければならない。

2 前項の指定管理者指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 予定する指定期間に係るセンターの管理に関する事業計画書及び収支計画書
- (2) センターに関する管理体制計画書
- (3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (4) 法人にあっては登記事項証明書
- (5) 役員又は代表者若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿及び履歴書
- (6) 事業の概要を記載した書類
- (7) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (8) 最近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの
- (9) 指定の申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(指定管理者の指定の基準)

第8条 条例第6条第4号の規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 条例第5条の規定による申請時において、3年以上、団体としての活動及びホール、会議室等の利用に関する業務を行う施設の管理運営の実績(当該申請をしたものの構成員である団体の実績を含む。)があること。
- (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理を適正かつ確実に行うことができることを判断するために知事が必要と認めて定める基準

(学識経験者の意見聴取)

第9条 知事は、条例第6条の規定により指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴くものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他知事が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(指定管理者の名称等の変更の届出)

第10条 条例第7条第2項の規定による届出は、指定管理者(名称・住所)変更届出書(様式第3号)を提出することにより行わなければならない。

(事業報告書の提出)

第11条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後)30日以内に、センターの管理に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) 業務にかかる経理の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(利用料金の還付の基準)

第12条 条例第9条第6項ただし書の知事が別に定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を還付することができることとする。

- (1) 天災その他第5条の規定により利用の承認を受けたもの（以下「利用者」という。）の責めに帰することのできない理由によりセンターを利用できない場合で指定管理者が適当と認めるとき 条例第9条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）に相当する額
- (2) 利用者が利用の申込みを取り消した場合において、センターの施設の利用状況及び利用形態に応じて施設の有効な活用に支障がなく、指定管理者が適当と認めるとき利用の申込みの取り消しの時期に応じて指定管理者が適当と認める額

(利用料金の減免の基準)

第13条 条例第9条第7項の知事が別に定める基準は、次の各号のいずれかに該当する場合に、利用料金を減額し、又は免除することができることとする。

- (1) 天災その他緊急事態の発生により、避難し、又は待機する場所として、国又は地方公共団体がセンターを利用する場合で指定管理者が適当と認めるとき。
- (2) 次に掲げる者が運転し、又は同乗する自動車についてセンターの駐車場を利用させる場合で指定管理者が適当と認めるとき。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ハ 知的障害のある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、利用者間の均衡を失しない範囲内において指定管理者が適当と認めるとき。

(転貸等の禁止)

第14条 利用者は、利用の承認に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させてはならない。

(利用の承認の取り消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用の承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) センターの利用の申込みに偽りがあったとき。
- (2) 他の入館者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあるとき。
- (3) センターの建物若しくは設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 条例又はこの規則の各条項に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(入館の制限等)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前条第2号又は第3号に該当する者

- (2) 指定管理者の許可を受けないで、寄附金の募集、物品の販売、商品、行事等の宣伝その他これらに類する行為をした者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者

(損傷等の届出)

第17条 入館者は、センターの建物又は設備を損傷し、又は汚損したときは、直ちにその旨を係員に届け出て、その指示を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成6年11月1日から施行する。

(大阪府立婦人会館条例施行規則の廃止)

- 2 大阪府立婦人会館条例施行規則（昭和57年大阪府規則第20号）は、廃止する。

附 則（平成8年規則第9号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第75号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成12年規則第29号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第88号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第27号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第141号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府立女性総合センター条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申込書は、改正後の大阪府立女性総合センター条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出された申込書とみなす。
- 3 旧規則の様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

ドーン利用促進事業共同体の概要

1 設立目的

ドーンセンターの利用促進・施設管理部門への指定管理者制度導入に際し、財団とNPOとによる事業共同体として指定管理者に名乗りをあげ、財団がもつ11年の経験とノウハウ、NPOが持つ高いミッション（使命）と利用サイドに立った柔軟できめ細かい発想を生かす。これにより、指定管理者制度の趣旨である利用者サービスの向上と施設の効率的運用の両立を図り、大阪府における男女共同参画社会づくりの拠点施設であるドーンセンターの事業を継続発展させる。

2 構成員

名 称 財団法人大阪府男女共同参画推進財団
代表者 理事長 時岡禎一郎
住 所 大阪府中央区大手前1丁目3-49

名 称 特定非営利活動法人ZUTTO
代表者 理事長 津田 優子
住 所 大阪府中央区平野町2丁目6-1

※代表者は財団法人大阪府男女共同参画推進財団理事長

3 指定管理者指定年月日

平成18年3月28日

4 指定期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日（5年間）

5 共同体の事務所

大阪府中央区大手前1丁目3番49号

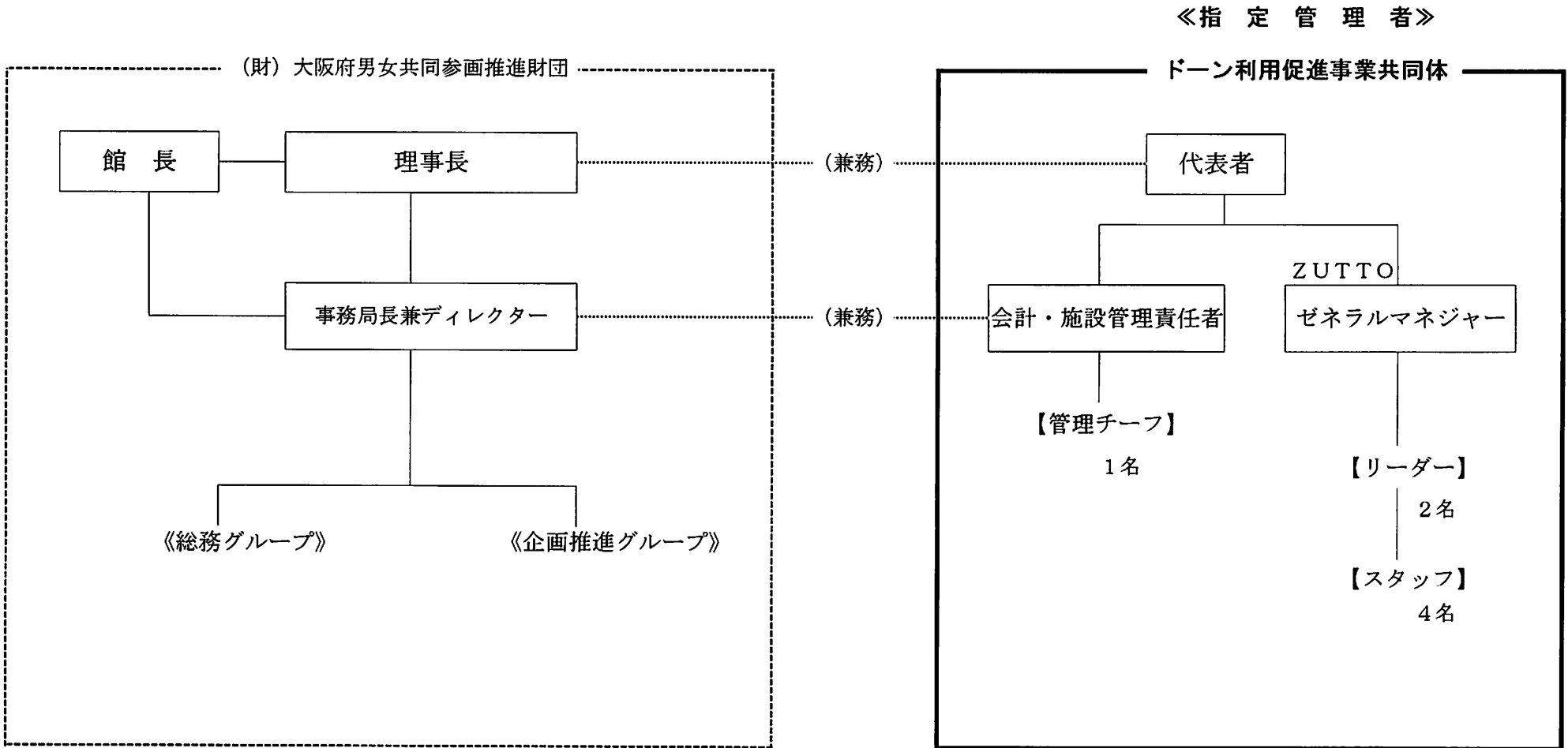
6 主要事業

- (1) ホール・会議室等の利用受付及び使用料の徴収業務
- (2) 施設、設備等の維持管理業務（日常清掃業務を除く）
- (3) 一時保育事業

7 共同体のあゆみ

平成 17.12. 1 指定管理者に応募
同 17.12.27 指定管理者最優先交渉権者に選定
同 18. 3.28 大阪府から指定管理者に指定
同 18. 3.28 大阪府立女性総合センターの管理運営業務等基本協定を締結
同 18. 4. 1 業務開始
同 18.12.20 第1回構成員総会開催
同 19. 3.15 第2回構成員総会開催

8 ドーン利用促進事業共同体の組織体制



事業概要

大阪府から指定管理者として指定されたドーン利用促進事業共同体の構成員として
ドーンセンターの管理運営を行うとともに府民にホールや会議室の貸し出しを行った。

1 来館者数

(単位：人)

	会議室等	ホール等	ライブラリー	視 察	その他	合 計	1 日平均
							(26日)
4 月	16,693	10,075	4,488	0	728	31,984	1,230
5 月	15,874	9,530	4,250	0	1,311	30,965	1,408
6 月	17,410	11,594	5,376	83	2,049	36,512	1,404
7 月	16,832	12,042	5,072	166	1,438	35,550	1,422
8 月	13,233	9,951	5,603	59	1,090	29,936	1,109
9 月	15,111	8,490	5,260	77	1,611	30,549	1,273
10 月	16,226	11,420	5,001	13	2,150	34,810	1,392
11 月	16,234	11,480	4,580	76	1,626	33,996	1,417
12 月	14,445	9,360	3,107	0	1,398	28,310	1,231
1 月	14,139	8,523	3,971	14	1,322	27,969	1,216
2 月	17,088	9,900	3,984	2	1,123	32,097	1,396
3 月	18,578	12,895	4,171	10	2,383	38,037	1,463
18年度計	191,863	125,260	54,863	500	18,229	390,715	1,329
17年度計	191,600	118,014	58,535	169	16,671	384,989	1,309

2 会議室・ホール等の利用

各種グループが女性の自立並びにあらゆる分野への参加及び参画を促進する目的をもって行う学習活動等の催物の開催場所として、ドーンセンターの会議室やホールなどを貸し出した。

なお、センターの設置目的に支障のない範囲において、府民の健全で文化的な集会及び催物等の実施に対しても会議室等を貸し出した。

(1) 会議室・ホール等の利用状況

ア 会議室等の利用率

	会 議 室 等 (%)				ホー ル (%)	パ フォーマンス・ ス ペー ス (%)	合 計 (%)
	会議室	和 室	調理室等	小 計			
4 月	70.2	51.3	48.7	62.9	61.5	25.6	61.2
5 月	71.6	47.7	52.7	64.5	68.2	48.5	63.9
6 月	66.4	52.6	49.2	60.7	69.2	32.1	59.8
7 月	68.1	44.0	42.9	59.4	78.7	29.3	58.9
8 月	52.5	42.0	37.0	47.6	66.7	28.4	47.6
9 月	66.8	48.6	41.4	58.6	52.8	37.5	57.4
10 月	69.3	51.3	46.4	61.8	61.3	52.0	61.3
11 月	69.0	52.1	44.7	61.3	70.8	41.7	60.8
12 月	63.8	50.7	40.0	56.5	62.3	36.2	55.9
1 月	66.1	50.0	43.8	58.9	65.2	15.9	57.2
2 月	73.8	47.1	54.2	66.2	65.2	40.6	65.0
3 月	71.9	55.8	45.9	63.8	73.1	61.5	64.1
18年度 計	67.3	49.4	45.5	60.1	66.3 ※91.9	37.4 ※55.1	59.3
17年度 計	67.0	48.2	46.9	60.1	63.5	30.0	58.9

※は、ホール、パフォーマンススペースを1日1団体により算出した利用率

イ 利用目的別比率

種 別	目 的 内 利 用 (%)				一 般 利 用 (%)
	財団主催講座等	登録団体	その他	合 計	
会議室等	1.8	29.0	19.9	50.7	49.3
ホール	4.6	3.9	20.2	28.7	71.3
パフォーマンス・スペース	0.9	12.4	24.6	37.9	62.1
18年度計	1.9	27.3	20.0	49.2	50.8
17年度計	1.5	28.8	18.8	49.1	50.9

ウ 曜日別、時間帯別利用率

種 別		午 前 (%) (9:30～12:00)	午 後 (%) (13:00～17:00)	夜 間 (%) (18:00～21:30)	計 (%)
会議室等	平日	50.6	74.0	49.2	57.9
	土曜	72.5	92.4	46.6	70.5
	日曜	61.5	93.6	17.5	57.5
	小計	56.3	80.6	43.3	60.1
ホール	平日	66.0	74.3	41.4	60.6
	土曜	78.8	96.2	55.8	76.9
	日曜	90.2	96.1	45.1	77.1
	小計	72.4	82.0	44.6	66.3
パフォーマンススペース	平日	13.1	22.5	33.0	22.9
	土曜	51.9	71.2	46.2	56.4
	日曜	90.2	100.0	27.5	72.5
	小計	33.3	44.6	34.4	37.4
合 計	平日	49.6	71.6	48.1	56.4
	土曜	71.9	91.6	47.0	70.2
	日曜	64.1	94.0	19.2	59.1
	小計	56.0	79.1	42.9	59.3

(2) 駐車場の利用状況

当センター利用者の利便性を高めるため、普通車92台を収容できる立体駐車場を完備しており、平成18年度12,896台の利用があった。また、障害のある方は、利用料金を免除しており、383台の利用があった。

駐車場利用状況（平成18年度：4月～3月分）

区分	駐車台数		一日平均		備考
		内減免数		日数	
4月	1,253	37	48	26	
5月	930	33	42	22	
6月	1,256	37	48	26	
7月	1,130	31	45	25	
8月	936	27	35	27	
9月	996	38	42	24	
10月	1,172	47	47	25	
11月	1,138	32	47	24	
12月	1,010	31	44	23	
1月	868	24	38	23	
2月	1,144	20	50	23	
3月	1,063	26	41	26	
18年度 計	12,896	383	44	294	
17年度 計	12,023	303	41	294	

3 グループ活動の支援等

ドーンセンターを定期的に利用するグループの活動支援と利用促進及び交流を図るため、次のとおり施設の提供等を行った。

(1) グループロッカーの設置

グループが学習等の活動を行うために必要な物品を保管するとともに、グループ相互の情報交換場所として、センター内にグループロッカールームを設け、貸し出しを行った。

・利用団体数 99団体・グループ（平成19年3月31日現在）

(2) メールボックスの設置

各団体の活動に関する情報交換のための資料等郵便物の配達を受けるため、センター内にメールボックスを設け、貸出しを行った。

・利用団体数 10団体・グループ（平成19年3月31日現在）

(3) ワークステーション等の運営

ワークステーションに印刷機等の機器類を設置し、団体・グループ等の自主的な活動のために必要なちらし・資料等の印刷やコピー、木工作業等の軽作業を行うことができる無料のスペースを提供した。

・設置機器 印刷機、コピー機、紙折機、裁断機、製本機、木工電動工具
また、3階利用促進窓口にFAX等のサービスを新たに始めた。

〈利用状況〉

	利用者数（人）	印刷機利用団体数	FAX、メール（PC）サービス件数
4月	374	140	0
5月	304	120	0
6月	281	132	0
7月	227	91	2
8月	220	108	6
9月	296	117	10
10月	241	130	3
11月	218	106	7
12月	218	94	4
1月	275	129	9
2月	259	131	13
3月	309	152	11
18年度計	3,222	1,450	65
17年度計	3,195	1,286	—

(4) 情報交換プラザの運営

センター内外で行われる各種行事の情報提供及びグループ活動の交流や情報の交換が行えるよう、1階の情報交換プラザにおいてグループ・団体、行政機関等のちらしやパンフレット等を配布した。

	府庁関係	国・他府県	市町村	他の女性センター	自主グループ	合計
18年度	419	169	915	332	1719	3,554
17年度	470	36	1005	438	894	2,843

